



青森県 尻屋崎灯台

第81期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月24日(土曜日)
午前10時(午前9時開場)

場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 8階 ホール

目次

定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	9
議案及び参考事項	
第1号議案	9
第2号議案	20
参考事項	
いちよしのサステナビリティに 関する考え方	23
事業報告	36
連結計算書類	63
個別計算書類	76
監査報告書	85

<「招集ご通知」のご送付について>

2022年9月1日施行の会社法改正により株主総会資料の電子提供制度が開始され、従来の「招集ご通知」における株主総会参考書類や事業報告等の「株主総会資料」につきましては原則として、ウェブサイトへアクセスのうえご覧いただくこととなりました。

当社は、この電子提供制度下における「招集ご通知」のご提供方法について検討を重ねて参りましたが、**電子提供制度そのものの株主の皆様への認知度や株主の皆様にとっての利便性に鑑み、本株主総会におきましては、議決権をお持ちの株主の皆様全員に一律に従前どおり書面での「招集ご通知」をウェブ上でのご提供と併せて、お送りさせていただくことといたしました。**

※ウェブ版と書面版とは、目次、頁番号、項番が一致しておりませんのでご了承ください。

<新型コロナウイルスへの対応について>

昨年までは、新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに基づきマスク着用をお願いしてきましたが、今般の政府方針決定により、株主総会会場内における株主の皆様、当社役職員ならびに**スタッフのマスク着用につきましては、各人の判断に委ねることといたします。**あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

<お土産について>

ご来場の株主様へのお土産はご用意しておりません。

また、**株主懇談会は開催いたしません。**

株主の皆様におかれましては、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

証券コード8624
2023年5月30日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
いちよし証券株式会社
取締役(兼)代表執行役社長 玉田 弘文

第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、**同封の議決権行使書用紙をご持参の上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。**

なお、当日ご出席願えない場合は、**郵送（書面）又は、インターネットによって議決権を行使することができます。**お手数ですが「株主総会参考書類」をご検討いただき、**同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月23日（金曜日）午後5時まで**に到着するようにご送付いただくか、**当社の指定する議決権行使ウェブサイト（4頁をご参照ください。）**より議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時** 2023年6月24日（土曜日）午前10時（午前9時開場）
- 2. 場 所** 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 東京証券会館 8階 ホール
- 3. 株主総会の目的事項**

- | | |
|-------------|---|
| 報告事項 | 1. 第81期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第81期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 取締役8名選任の件 |
| | 第2号議案 取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、エグゼクティブ・アドバイザー及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件 |

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.ichiyoshi.co.jp/stockholder/presentation>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、当社ウェブサイトが閲覧できない場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「いちよし証券」又は「コード」に当社証券コード「8624」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



4. 電子提供措置事項に関する事項

電子提供措置事項のうち、以下の①～⑧の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載をしております。

- ①新株予約権等に関する事項
- ②会計監査人に関する事項
- ③業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ④株式会社の支配に関する基本方針
- ⑤連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ⑥連結計算書類の連結注記表
- ⑦計算書類の株主資本等変動計算書(個別)
- ⑧計算書類の個別注記表

したがって、お送りする書面に記載されている事項は、監査法人及び監査委員会が監査した対象書類の一部であります。

また、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

5. 議決権の行使等についてのご案内



株主総会にご出席いただく場合 ⇨ 次頁 (1) をご覧ください。

お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
※株主ではない同伴の方など、株主以外の方は本総会にご出席いただけませんので、ご注意願います。

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会開催日時：2023年6月24日（土曜日） 午前10時（午前9時開場）



郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合 ⇨ 次頁 (2) をご覧ください。

株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限：2023年6月23日（金曜日） 午後5時到着分まで



インターネットにて議決権を行使いただく場合 ⇨ 次頁 (3) をご覧ください。

株主総会参考書類をご検討のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にて各議案に対する賛否をご入力ください。

※ご不明な点等がございましたら8頁記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

行使期限：2023年6月23日（金曜日） 午後5時入力分まで
(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

(1) 株主総会にご出席いただく場合

当日ご出席の場合は、郵送（書面）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

(2) 郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

いちよし証券株式会社 御中

株主総会日 議決権の数 _____ 個

2023年 6月24日

私は上記開催の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。

2023年 月 日

議案	原案に対する賛否	
	賛	否
第1号	○	○
第2号	○	○

基準日現在のご所有株式数 _____ 株

議決権の数 _____ 個

※議決権の数は1単元ごとに1個となります。

お願い

1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙をご持参ください。
2. 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使ください。
 - 行使期限：2023年 6月25日17時00分
 - ① 議決権行使書用紙に賛否を記載し封筒のうえ、期限までに到着するように迅速に封筒を封じ、郵便で送付するか、ウェブサイト（<https://evote.tr.mofg.jp/>）に以下のID、パスワードにてログイン後、期限までに議決権を行使いただく方法。
 - ② スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト（<https://evote.tr.mofg.jp/>）に以下のID、パスワードにてログイン後、期限までに議決権を行使いただく方法。
3. 第1号議案において、候補者の一部の者につき異なる意思を表示される場合は、株主総会参考席の候補者番号をご記入ください。

ログイン用QRコード
ログインID
仮パスワード 株主番号9999

いちよし証券株式会社

（ご注意）
当社は、議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

【第1号議案】
 全員賛成の場合 → 「賛」に○印
 全員否認する場合 → 「否」に○印
 一部の候補者を否認する場合 → 「賛」に○印をし、否認する候補者の番号を記入

【第2号議案】
 賛成の場合 → 「賛」に○印
 否認する場合 → 「否」に○印

インターネットによる議決権行使に必要な、QRコードとログインID・仮パスワードが記載されています。

※各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットにて議決権を行使いただく場合

インターネットによる議決権行使は、①「スマートフォンによる方法」又は②「パソコンによる方法」の2種類の方法から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただくことにより行使していただけます。

- スマートフォンによる議決権行使方法について
 - 議決権行使書に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)
 - スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、7頁に記載のパソコンによる議決権行使方法にて議決権行使を行ってください。

QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る

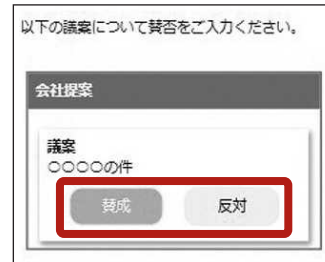


議決権行使書 (右側)

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書 (右側) に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



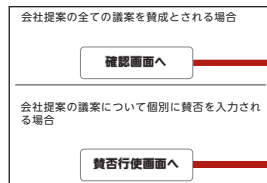
3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って議案の賛否を選択

2. 議決権行使方法を選ぶ

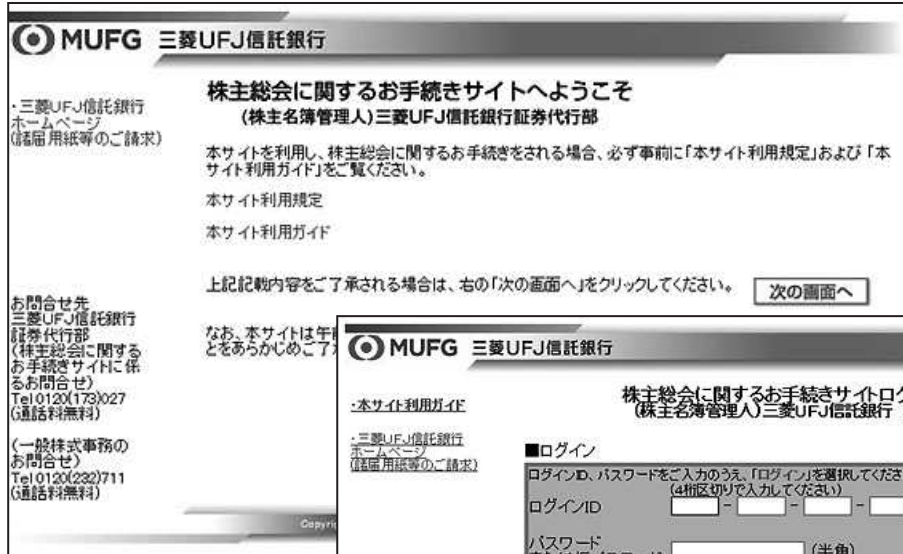
議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



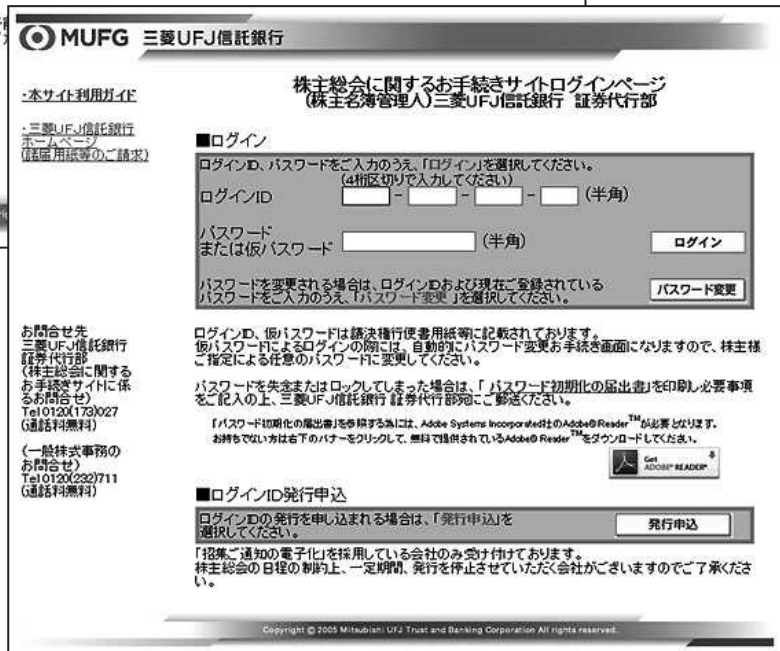
画面の案内に従って行使完了です。

② パソコンによる議決権行使方法について

- ・議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) において、議決権行使書に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。



（議決権行使サイト）
トップページ



（ログインID、パスワード）
入力画面

③ 議決権行使サイトについて

- ・インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- ・スマートフォン又はパソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ・インターネットによる議決権行使は、2023年6月23日（金曜日）午後5時まで（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら本頁記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

④ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

【注】議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

- ① 郵送（書面）並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ② インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

【機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合は、当該プラットフォームによる議決権行使が可能です。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員は任期満了となります。つきましては、指名委員会
が定める基準により決定した以下8名の選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	たけ ひ まさ し 武 樋 政 司	取締役会長 取締役会議長 指名委員・報酬委員 重任
2	たま だ ひろ ふみ 玉 田 弘 文	取締役(兼)代表執行役社長 重任
3	やま ざき しょう いち 山 崎 昇 一	取締役(兼)執行役専務 重任
4	ご き た 五木田 あきら 彬	社外取締役 指名委員(委員長)・監査委員(委員長) 筆頭独立社外取締役 重任 社外取締役 独立役員
5	かけ や けん ろう 掛 谷 建 郎	社外取締役 報酬委員(委員長) 重任 社外取締役 独立役員
6	ま しも よう こ 真 下 陽 子	社外取締役 重任 社外取締役 独立役員 女性
7	ひら の えい じ 平 野 英 治	社外取締役 指名委員・監査委員 重任 社外取締役 独立役員
8	ぬま た ゆう こ 沼 田 優 子	社外取締役 報酬委員・監査委員 重任 社外取締役 独立役員 女性

候補者
番号 **1** たけひ まさし
武樋 政司 (1943年4月13日生)

重任

1967年4月 野村證券株式会社入社
1987年12月 同社取締役
1990年6月 同社常務取締役
1993年6月 当社代表取締役副社長
1995年6月 当社代表取締役社長
2003年6月 当社取締役(兼)代表執行役社長
2006年12月 当社相談役
2007年12月 当社代表執行役社長
2008年6月 当社取締役(兼)代表執行役社長
2012年4月 当社取締役(兼)執行役会長
2018年4月 当社取締役会長(現任)

■所有する当社株式数
163,200株

■取締役会への出席状況
18回 (100%)

■指名委員会への出席状況
10回 (100%)

■報酬委員会への出席状況
4回 (100%)

●取締役候補者とした理由

武樋政司氏は、野村證券(株)常務取締役、当社代表取締役社長などを歴任し、2012年より当社取締役(兼)執行役会長として、2018年4月からは当社取締役会長として当社並びに当社グループ全般の経営と監督を担っております。

同氏が社内取締役選任基準を満たしていることやこれまでの実績と経験を踏まえ、証券会社や証券業界全般にわたる幅広い見識と優れた経営力を当社の経営と監督に活かしていくことが必要であると判断して取締役候補者いたしました。

●なお、同氏の重任が承認された場合、定時株主総会終了後、同氏は指名委員及び報酬委員を務める予定です。

候補者番号 **2** たま だ ひろ ふみ
玉田 弘文 (1971年10月25日生)

重任

1995年4月 三洋証券株式会社入社
 1998年1月 当社入社
 2009年4月 当社神戸支店長
 2011年4月 当社執行役員 信州アドバイザー本部長
 2012年4月 当社執行役員 アドバイザーサポート本部長
 2013年9月 当社執行役員 近畿アドバイザー本部長
 2016年4月 当社上席執行役員 近畿アドバイザー本部長
 2018年4月 当社上席執行役員 アドバイザー本部担当
 2018年6月 当社上席執行役員 管理・企画部門担当
 2019年4月 当社執行役員 管理・企画部門管掌
 2020年4月 当社代表執行役社長
 2020年6月 当社取締役(兼)代表執行役社長(現任)
 2020年7月 当社取締役(兼)代表執行役社長(兼)アドバイザー本部長
 2021年10月 当社取締役(兼)代表執行役社長(兼)アドバイザー本部長、
 アドバイザーサポート本部長

■所有する当社株式数
 64,400株

■取締役会への出席状況
 17回 (94%)

●取締役候補者とした理由

玉田弘文氏は、1998年に当社に入社し、アドバイザー本部、アドバイザーサポート本部、管理・企画部門の各分野を歴任し、2020年より当社取締役(兼)代表執行役社長として主に業務執行の代表者として経営を担っております。

同氏が社内取締役選任基準を満たしていることや実績を踏まえ、アドバイザー部門を始めとした各部門の要職を経験したことによる優れた見識と能力を当社の経営に活かしていくことが必要であると判断して取締役候補者いたしました。

候補者
番号 **3** やま ぎき しょういち
山崎 昇一 (1955年9月23日生)

重任

1978年4月 野村證券株式会社入社
 1999年7月 株式会社セガ・エンタープライゼス入社
 2004年5月 ソフトバンク・インベストメント株式会社入社
 2004年8月 エース証券株式会社入社
 2006年6月 SBIホールディングス株式会社入社
 2007年12月 SBI損害保険株式会社入社
 2015年7月 当社執行役員 財務・企画担当
 2019年11月 当社上席執行役員 財務・企画、法務、広報、秘書、引受審査担当
 2020年1月 いちよしファイナンシャルアドバイザー株式会社(現いちよし I F A株式会社)監査役(現任)
 2020年4月 当社執行役 本社・管理部門管掌(兼)財務・企画、法務、広報、秘書、引受審査担当
 2021年4月 当社執行役常務 財務・経営部門管掌、業務管理本部管掌、システム本部管掌、関係会社管掌(兼)引受審査担当
 2021年6月 当社取締役(兼)執行役常務 財務・経営部門管掌、業務管理本部管掌、システム本部管掌、関係会社管掌(兼)引受審査担当
 2022年6月 当社取締役(兼)執行役専務 財務・経営部門管掌、業務管理本部管掌、システム本部管掌、関係会社管掌(現任)
 いちよしビジネスサービス株式会社監査役(現任)
 いちよしアセットマネジメント株式会社監査役(現任)
 株式会社いちよし経済研究所監査役(現任)

■所有する当社株式数
21,700株

■取締役会への出席状況
18回 (100%)

(重要な兼職の状況)

いちよしビジネスサービス株式会社監査役
 いちよしアセットマネジメント株式会社監査役
 株式会社いちよし経済研究所監査役
 いちよし I F A株式会社監査役

●取締役候補者とした理由

山崎昇一氏は、2015年に当社に入社し、執行役員として本社部門の各分野を担当し、2020年からは執行役として本社・管理部門を管掌、2021年4月より執行役常務として財務・経営部門、業務管理本部、システム本部、関係会社を担っております。同年6月からは取締役(兼)執行役常務、昨年6月からは取締役(兼)執行役専務として社長を補佐し、経営を担っております。

同氏が社内取締役選任基準を満たしていることや実績を踏まえ、本社部門の各分野の要職を経験したことによる優れた見識と能力を当社の経営に活かしていくことが必要であると判断して取締役候補者としたしました。

候補者
番号 **4** ご き た あきら
五木田 彬 (1947年9月20日生)

重任

社外取締役

独立役員

1978年4月 検事任官 東京地方検察庁(刑事部、公判部)
1979年3月 水戸地方検察庁
1982年3月 東京地方検察庁(刑事部、特別捜査部)
1985年3月 大阪地方検察庁(特別捜査部)
1987年3月 東京地方検察庁(特別捜査部)
1988年3月 検事退官
1988年4月 弁護士登録
1994年5月 五木田・三浦法律事務所(現任)
2010年6月 当社取締役(現任)
2016年6月 三和ホールディングス株式会社社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

五木田・三浦法律事務所 (弁護士)
三和ホールディングス株式会社社外取締役

■ 所有する当社株式数
0株

■ 取締役会への出席状況
18回 (100%)

■ 指名委員会への出席状況
10回 (100%)

■ 報酬委員会への出席状況
(就任中)
1回 (100%)

■ 監査委員会への出席状況
17回 (100%)

● **社外取締役候補者** (会社法施行規則第2条第3項第7号)

● **独立役員** (㈱東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)
五木田彬氏につきましては、同取引所の定める独立役員として届け出ております。

● **社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割**

五木田彬氏からは、当社の社外取締役、また筆頭独立社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なお意見をいただいております。

同氏は社外取締役選任基準を満たし、元検事及び弁護士としての専門的かつ豊かな知識と経験を有しており、当社の経営への幅広い助言による貢献及び監督機能強化を期待して社外取締役候補者といたしました。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって13年となります。

● なお、同氏の重任が承認された場合、定時株主総会終了後、同氏は指名委員 (委員長)、監査委員 (委員長) を務める予定です。

候補者
番号 **5** かけ や けん ろう
掛谷 建郎 (1951年9月13日生)

重任

社外取締役

独立役員

1976年4月 株式会社日本経済新聞社入社、東京本社編集局証券部記者
 1987年3月 同社米国ワシントン支局記者
 1991年3月 同社東京本社証券部次長兼編集委員
 1996年4月 同社退社
 1996年5月 株式会社掛谷工務店入社
 1996年6月 同社代表取締役社長(現任)
 2007年11月 茨木商工会議所会頭
 2009年6月 摂津水都信用金庫(現北おおさか信用金庫)非常勤理事
 2010年6月 当社取締役(現任)
 2013年10月 茨木商工会議所会頭退任
 2020年4月 北おおさか信用金庫非常勤理事退任

■所有する当社株式数
21,000株

■取締役会への出席状況
18回 (100%)

■指名委員会への出席状況
(就任中)
1回 (100%)

■報酬委員会への出席状況
4回 (100%)

(重要な兼職の状況)

株式会社掛谷工務店代表取締役社長

●**社外取締役候補者** (会社法施行規則第2条第3項第7号)

●**独立役員** (株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)
掛谷建郎氏につきましては、同取引所の定める独立役員として届け出ております。

●**社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割**

掛谷建郎氏からは、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なご意見をいただいております。

同氏は社外取締役選任基準を満たし、元日本経済新聞記者及び現企業経営者としての豊かな知識と経験を有しており、当社の経営への幅広い助言による貢献及び監督機能強化を期待して社外取締役候補者といたしました。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって13年となります。

●なお、同氏の重任が承認された場合、定時株主総会終了後、同氏は報酬委員(委員長)を務める予定です。

候補者
番号

6

ましも ようこ
真下 陽子

(1969年9月20日生)

重任

社外取締役

独立役員

女性

1990年4月 株式会社太陽神戸三井銀行(現株式会社三井住友銀行)入行
 2001年10月 社会保険労務士登録
 2002年1月 特定社会保険労務士人事マネジメント代表(現任)
 2006年2月 当社顧問社会保険労務士(2021年5月退任)
 2015年11月 独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校講師(現任)
 2016年4月 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構外部評価委員(現任)
 2020年4月 厚生労働省東京労働局東京紛争調整委員(現任)
 2021年6月 当社取締役(現任)

■所有する当社株式数
6,100株

■取締役会への出席状況
18回 (100%)

(重要な兼職の状況)

特定社会保険労務士人事マネジメント代表

●社外取締役候補者 (会社法施行規則第2条第3項第7号)

●独立役員 (株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)

真下陽子氏は、2006年より当社の顧問社会保険労務士の職にありましたが、2021年5月をもって退任しております。また、同氏に対して当社から支払われた報酬は年間平均で約140万円と多額でないため、社外取締役としての独立性は担保されているものと判断しております。

同氏につきましては、同取引所の定める独立役員として届け出ております。

●社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割

真下陽子氏からは、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なお意見をいただいております。

同氏は、社外取締役選任基準を満たし、社会保険労務士としての専門的かつ豊かな知識と経験を有しており、これらの知見と女性の視点をも踏まえた当社の経営への幅広い助言による貢献及び監督機能強化を期待して社外取締役候補者といたしました。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

候補者
番号 **7** ひらの えいじ
平野 英治 (1950年9月15日生)

重任

社外取締役

独立役員

1973年4月 日本銀行入行
1999年5月 同行国際局長
2002年6月 同行理事(国際金融担当)
2006年6月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社取締役副社長
2014年9月 メットライフ生命保険株式会社取締役副会長
2014年10月 当社顧問(2017年9月契約満了)
2015年5月 メットライフ生命保険株式会社取締役代表執行役副会長
2015年6月 株式会社リケン社外取締役(現任)
2016年6月 株式会社NTTデータ社外取締役(現任)
2017年9月 メットライフ生命保険株式会社取締役副会長(現任)
2017年10月 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)経営委員長(2021年3月退任)
2022年6月 当社取締役(現任)

■ 所有する当社株式数
13,700株

■ 取締役会への出席状況
(就任以降)
12回 (86%)

■ 指名委員会への出席状況
(就任以降)
7回 (78%)

■ 監査委員会への出席状況
(就任以降)
12回 (100%)

(重要な兼職の状況)

メットライフ生命保険株式会社取締役副会長
株式会社リケン社外取締役
株式会社NTTデータ社外取締役

● **社外取締役候補者** (会社法施行規則第2条第3項第7号)

● **独立役員** (株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)

平野英治氏は、2014年10月より2017年9月までの3年間、当社の顧問の職にありましたが、同氏に対して当社から支払われた報酬は年間約360万円と多額でないため、社外取締役としての独立性は担保されているものと判断しております。

同氏につきましては、同取引所の定める独立役員として届け出ております。

● **社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割**

平野英治氏からは、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なお意見をいただいております。

同氏は、社外取締役選任基準を満たし、元日本銀行理事(国際金融担当)としての金融・証券界に対するグローバルで豊かな知見とその後の会社経営の経験を活かし、当社の経営への幅広い助言による貢献及び監督機能強化を期待して社外取締役候補者いたしました。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

● **なお、同氏の重任が承認された場合、定時株主総会終了後、同氏は指名委員及び監査委員を務める予定です。**

候補者
番号 **8** ぬまた ゆうこ
沼田 優子 (1968年4月10日生)

重任 社外取締役 独立役員 女性

1992年4月 株式会社野村総合研究所入社
 1997年1月 Nomura Research Institute America, Inc.
 2001年10月 株式会社野村総合研究所
 2004年4月 株式会社野村資本市場研究所
 2010年6月 野村証券株式会社
 2012年4月 明治大学国際日本学部特任准教授
 2013年4月 当社アドバイザー(2022年3月契約満了)
 2018年4月 明治大学国際日本学部特任教授
 2022年4月 帝京平成大学人文社会学部教授
 2022年6月 当社取締役(現任)
 2023年4月 明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科専任教授(現任)

■ 所有する当社株式数
600株

■ 取締役会への出席状況
(就任以降)
14回 (100%)

■ 報酬委員会への出席状況
(就任以降)
3回 (100%)

■ 監査委員会への出席状況
(就任以降)
12回 (100%)

(重要な兼職の状況)

明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科専任教授

● **社外取締役候補者** (会社法施行規則第2条第3項第7号)

● **独立役員** (株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)

沼田優子氏は、2013年より当社のアドバイザーの職にありましたが、2022年3月末をもって契約を満了しております。また、同氏に対して当社から支払われた報酬は年間約360万円と多額でないため、社外取締役としての独立性は担保されているものと判断しております。

同氏につきましては、同取引所の定める独立役員として届け出ております。

● **社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割**

沼田優子氏からは、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なお意見をいただいております。

同氏は、社外取締役選任基準を満たし、日米金融機関の経営戦略の研究者として専門的かつ豊かな知識と経験を有しており、これらの知見と女性の視点をも踏まえた当社の経営への幅広い助言による貢献及び監督機能強化を期待して社外取締役候補者といいたしました。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

● **なお、同氏の重任が承認された場合、定時株主総会終了後、同氏は報酬委員及び監査委員を務める予定です。**

第1号議案に関する注記

(役員等賠償責任保険契約の内容の概要)

当社は以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

各候補者が選任された場合、当該D&O保険の被保険者となります。

当社が締結しているD&O保険契約の内容の概要は次のとおりです。

- 補償地域は全世界、保険期間は2023年3月23日から2024年3月23日です。
- 補償対象としている保険事故の概要は次のとおりです。
 - ・会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としています。
 - ・このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としています。
- ただし、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用するD&O保険では、公序良俗に反する行為において生じた損害については保険の適用がありません。

(ご参考1)

指名委員会の定める取締役候補者の選任基準は次のとおりであります。

【社内取締役】

- ・ 経営感覚に秀でていること
- ・ 指導力・先見性・企画力が優れていること
- ・ 遵法精神に富んでいること
- ・ 社内外の人望が厚いこと
- ・ 心身ともに健康であること

【社外取締役】

- ・ 人格・識見が優れていること
- ・ 豊かな業務経験あるいは専門知識を有すること
- ・ 遵法精神に富んでいること
- ・ 社外取締役としての独立性を維持できること
- ・ 心身ともに健康であること
- ・ 会社法施行規則に定められる社外取締役の要件、(株)東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員要件、いずれも満たすこと。

(ご参考2)

定時株主総会後の指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の構成は以下を予定しております。

指名委員会	五木田 彬 (委員長)	武樋 政司	平野 英治
報酬委員会	掛谷 建郎 (委員長)	武樋 政司	沼田 優子
監査委員会	五木田 彬 (委員長)	平野 英治	沼田 優子

(ご参考3)

当社取締役の有する経験及び専門性（スキル・マトリックス）

本株主総会における第1号議案が承認可決された場合の当社取締役が有する経験及び専門性は、以下のとおりであります。

氏名	地位	経験及び専門性						
		企業経営・ガバナンス	証券業	財務・会計・金融	法律・コンプライアンス	内部統制・リスク管理	人事・労務・総務	グローバル
武 樋 政 司	取締役会長	●	●	●	●	●	●	●
玉 田 弘 文	取締役(兼) 代表執行役社長	●	●			●	●	
山 崎 昇 一	取締役(兼) 執行役専務	●	●	●	●	●	●	
五木田 彬	社外取締役	●		●	●	●		
掛 谷 建 郎	社外取締役	●	●				●	●
真 下 陽 子	社外取締役				●		●	●
平 野 英 治	社外取締役	●		●		●		●
沼 田 優 子	社外取締役	●	●	●				●

第2号議案

取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、エグゼクティブ・アドバイザー及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、エグゼクティブ・アドバイザー（22頁をご参照ください。）及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1 特に有利な条件により新株予約権を引受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上への意欲と士気を高めるとともに、優秀な人材を登用することにより持続的に成長する企業になることを目的とし、当社グループの取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、エグゼクティブ・アドバイザー及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及びその数の上限

(1)株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権5,000個を上限とします。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式500,000株を上限とし、下記(3)により当該新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係

る調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とします。

(2)株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込は要しないこととします。

(3)株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式数（以下、「付与株式数」といいます。）は100株とします。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「払込金額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とします。

払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とします。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とします。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、下記算式（※1）により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、下記算式（※2）により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

下記算式（※2）において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」

を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

③新株予約権を行使することができる期間

2025年6月25日から2033年6月24日までの範囲内で、取締役会において決定するものとします。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

(ii) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要します。

⑥新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めません。

※1

調整後
払込金額

=

調整前
払込金額

×

$\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

※2

調整後
払込金額

=

調整前
払込金額

×

$\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

⑦合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定します。

- (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定します。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
- (viii) 新株予約権の取得条項
上記⑥に準じて決定します。

⑧ 1 株に満たない端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

※エグゼクティブ・アドバイザーとは、社内外の役員クラスで特定分野に高度な能力を有する人材にその能力を発揮してもらうための職種で、常勤で会社の担当業務を遂行するものといえます。

以 上

【参考事項】 いちよしのサステナビリティに関する考え方

「いちよしの credo」

経営理念

お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける

経営目標

金融・証券界のブランド・ブティックハウス

行動指針

感謝 誠実 勇気 迅速 継続

Long Term Good Relation

社員ののために

社員の個性を尊重し人材の育成に努める

いちよし精神

情熱をもって、真摯に努力し続けます。

働きがい

チームワークを重視し、社員の能力・創造性を活かした自由闊達な企業風土を構築します。

株主のために

持続的な業績向上を図り企業価値の増大に努める

株主還元

事業の収益性と財務の健全性を高め、株主への利益還元を図ります。

情報の開示

経営の透明性を確保するために、情報を適切に開示し、IR活動に努めます。

お客様ののために

一人、一人の『いちばん』でありたい

お客様第一

常に、お客様の立場に立ち、まごころを込めて、アドバイスをを行います。

良質なサービス

社会や市場の変化に対応し、質の高い商品やサービスを提供します。

社会のために

金融・証券市場の担い手として社会の発展に貢献する

社会的責任

法令・諸規則を遵守し、高い倫理観をもって行動します。

社会貢献

企業活動を通じて地域社会と証券市場の発展に貢献します。

1. 企業理念

「今までの日本にない証券会社をつくろう」を合言葉に、企業理念の中心に「いちよしのクレド」（2006年制定、前頁をご参照ください。）を置き、その実現に取り組んでいます。「クレド」とは「企業の信条や行動指針を記したもの」で、当社が社会に存在する意義についての全役職員共通の価値観となっています。

【ステークホルダーに対する存在意義とその取組み】

- | | |
|---|--|
| <p>① 社員のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「働きやすい・やりがいがある職場作り」 ・研修制度など人材育成 | <p>② お客様のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様本位の業務運営の取組み ・お客様のニーズに合った資産運用 |
| <p>③ 株主のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株主還元 ・コーポレート・ガバナンス ・コンプライアンス体制 ・ディスクロージャーポリシー | <p>④ 社会のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業を通じて地域社会と証券市場の発展に貢献 ・社会貢献 |

(取組みにつきましては当社ホームページをご参照ください <https://www.ichiyoshi.co.jp/esg>)

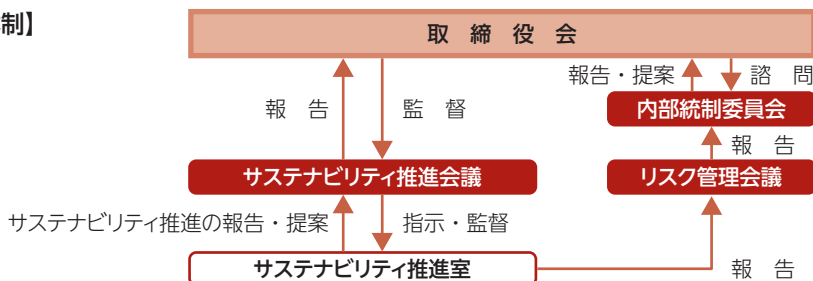
<サステナビリティ推進のための基本方針と運営体制>

当社では、より一層上記の取組みを強化するとともに、サステナブルな社会の実現に貢献するための基本的な考え方として「サステナビリティ基本方針」を策定しております。

サステナビリティ基本方針

「いちよしのクレド」の下、環境や社会、地域を取巻く様々な課題に取り組み、その発展に貢献することにより、金融・証券界において持続的に成長していくため、より強固なビジネスモデルの構築と企業価値の向上に努めます。

【運営体制】



<重要課題（マテリアリティ）>

当社のみならず社会全体に存在する課題の中から、当社として取り組むべき課題を重要課題（マテリアリティ）として特定しております。この課題解決のための取組みについては進捗を管理し、定期的に見直しを図って参ります。

社員のために	<ul style="list-style-type: none"> ・社員の働きがいを醸成する企業文化の浸透とエンゲージメントの強化 ・時代の変化に対応できる人材教育の充実と社員研修の強化 ・ジェンダーに配慮した働きやすさの実現 ・多様な働き方を考慮した人事、給与制度の構築
お客様のために	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期分散投資による資産形成を重視した「ストック型ビジネスモデル」の進展 ・お客様独自のオーダーにお応えできるリサーチ力、運用力、アドバイス力の強化 ・お客様の利便性向上に資するサービス、デジタル化の強化
株主のために	<ul style="list-style-type: none"> ・実効性と透明性の高いガバナンス体制の維持・向上 ・資本の有効活用と株主還元の実行 ・職業倫理やコンプライアンスに反する行為に対する未然防止態勢の構築 ・気候変動を含むリスク管理の強化
社会のために	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂排出量削減への取組み強化 ・地域貢献への取組み強化 ・金融リテラシー向上への貢献 ・SDGsに貢献する商品の開発、取扱い

(1)気候変動に係るリスク及び収益機会が当社の事業活動や収益等に与える影響

当社顧客の中長期的な資産運用において適正な資産評価と資産配分を実現するためには、投資対象企業による気候変動関連のリスクや収益機会に関する一貫性のある適切な情報開示が必要であり、これがなければ、当社顧客の金融資産運用に支障をきたす要因になります。その結果、顧客の金融資産運用の安定性や中長期パフォーマンスが低くなれば、当社との取引機会が減り、当社の業績が悪化することにつながります。

反対に、投資対象企業による一貫性のある適切な情報開示がなされれば、これによる当社顧客の金融資産運用の安定性や中長期パフォーマンスの向上が見込まれ、当社業績の拡大につながります。

こうした観点から、中小型成長株のリサーチに長年、特化している当社グループの(株)いちよし経済研究所(IRI)においては、気候変動を含むESG達成に向けた対象企業の取組みをリサーチ銘柄選別の際の重要な基準の一つとし、そのリサーチ結果を当社顧客の資産運用に活かしています。

また、当社グループ会社のいちよしアセットマネジメント(株)(IAM)においても、IRIによるESG関連のリサーチ結果を投資信託運用に活かしています。

さらに、IAMはESG達成に向け積極的に取り組む企業を投資対象に組み入れた「いちよしSDGs中小型株ファンド」を運用しています。

従って、気候変動に係るリスク及び収益機会が当社の事業活動や収益等に与える影響を検証する有力な指標の一つは、当社の預り資産とIAMの公募投信運用資産残高の推移と考えています。

(2)TCFD提言に基づく気候変動への対応について

当社は、「サステナビリティ基本方針」を策定し、当社として取り組むべき課題を重要課題（マテリアリティ）として特定しておりますが、そのうち「社会のために」として「CO₂排出量削減への取組み強化」を掲げ、気候変動に取り組む社会の一員として貢献していきたいと考えております。

そして、この取組みを社内外に伝える気候関連財務情報開示の重要性に鑑み、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に賛同し、これに基づく情報開示の拡充にも取り組んで参ります。

（詳細につきましては当社ホームページをご参照ください <https://www.ichiyoshi.co.jp/esg>）

①ガバナンス

当社は、業務執行の監督機能を有する取締役会の傘下に、サステナビリティ推進への取組みを企画・実行・検証・改善を行う会議体として「サステナビリティ推進会議」を設置しています。議長は執行役社長が務め、取締役会への定期的な報告を行います。事務局である「サステナビリティ推進室」は、専門部署として当社のサステナビリティ推進の中核を担います。

②戦略

気候変動が当社の事業に与えるリスクと機会のうち、リスクについては、低炭素経済への「移行」に関するリスクと、気候変動による「物理的」変化に関するリスクを想定し、また、機会については、「商品/サービス」、「市場」の側面を捉え、想定される状況や影響について検討いたしました。検証の結果、リスクについては当社の事業に重大な影響を与えるものではないと認識しておりますが、状況変化を監視し定期的な検証を続けて参ります。

③リスク管理

気候変動関連リスクは金融商品取引業者としての業務上のリスクに広範かつ複雑に関連することが想定されることから、当社の主要なリスクの一つとして全社的なリスク管理の協議機関である「リスク管理会議」にて管理を行います。当該内容は「内部統制委員会」に報告され、同委員会での審議・検討を経て取締役会に報告されます。

④指標と目標

サプライチェーン排出量に関する国際的基準であるGHGプロトコル等との整合を図るため環境省と経済産業省が策定したガイドラインに基づき、当社のGHG排出量（Scope1、2）を算出しました。この指標により気候変動のリスクと機会を評価し、当社の取組みの進捗状況などを測って参ります。

<GHG排出量（単位：t-CO₂）>

	Scope1	Scope2	合計
2022年度（概算値）	505.15	939.98	1,445.13

(3)人的資本について

①人材育成に対する考え方

(i) 人材育成方針

当社は、「いちよしのクレド」を2006年に制定し、証券業を通じて様々なステークホルダーとのエンゲージメントを重視するとともに、持続的な企業価値の向上に取り組んで参りました。

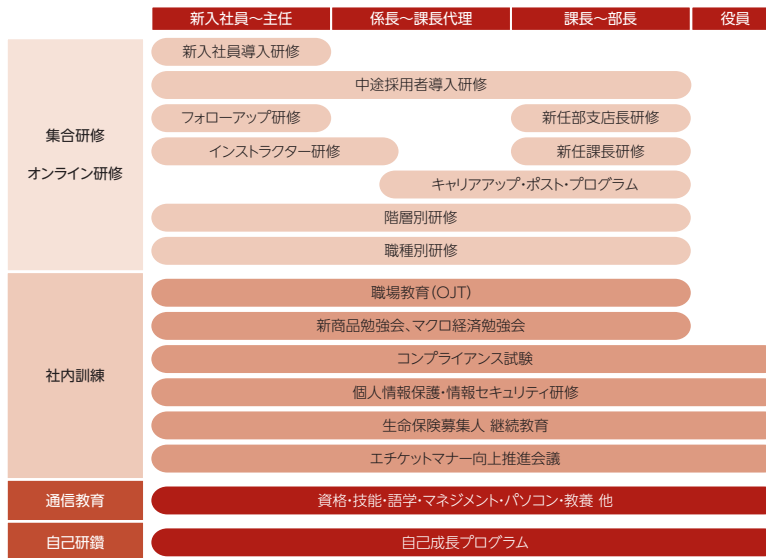
「いちよしのクレド」には各ステークホルダーとのエンゲージメントにおける当社の存在意義が掲げてありますが、人材こそが成長の源泉であり、最大の先行投資の対象であると認識しております。

そして、重要課題（マテリアリティ）の具体的な取組みとして「時代の変化に対応できる人材教育の充実と社員研修の強化」を掲げ、取組みを継続しております。

(ii) 研修制度

当社が目指すお客様本位の「ストック型ビジネスモデル」では、お客様一人一人に信頼され、投資意向に沿ったアドバイスを行う必要があるため、アドバイザーの質の向上を目的とした社内研修等の充実に努めています。また、社員のスキルアップ支援として「自己成長プログラム」を設け、証券アナリストやCFPなどの資格取得の通信教育等を補助し、資格取得者には報奨金を授与し、自己研鑽を奨励しております。加えて、資格取得以外のスキルアップにつながる通信教育講座に対しても受講料の補助制度を設けております。

<研修体系>



(iii) 他社へのトレーニー派遣

当社は、人材育成を目的として同業種・異業種を問わず、積極的に社員をトレーニーとして他社に派遣し、それによって得た知見・経験を社内の業務の効率化や改善に活かしております。

②社内環境整備に対する考え方

(i) 社内環境整備方針

社内環境整備につきましては、2017年より「働きやすい・やりがいがある職場作り」を目指し、50を超える項目について半年に一度、その進捗を精査して参りました。重要課題（マテリアリティ）の具体的な取組みとして「社員の働きがいを醸成する企業文化の浸透とエンゲージメントの強化」、「ジェンダーに配慮した働きやすさの実現」、「多様な働き方を考慮した人事、給与制度の構築」を掲げておりますが、「働きやすい・やりがいがある職場作り」の項目につきましても取組みを継続して参ります。

(ii) 多様性への対応

当社では、多様化する社会に対応して持続的な企業価値の発展を図るためには、女性の活躍が不可欠と考えております。女性がいきいきと活躍するための雇用環境の整備に取り組んでおり、継続勤続年数等の男女差縮小に向けた環境整備と管理職に占める女性割合を高めるための施策等を実施しています。

家庭と仕事を両立させるための制度を充実させ利用を促していることに加え、実際に休業や退職をした社員に対して復職アシスト制度やリターン・ツアー・ワーク制度などにより復職しやすい環境を整えています。

<多様性に対する取組みの進捗状況> (2023年3月末)

女性管理職比率（※）	16.1%
男性の育児休業取得率	57.1%
男女間の賃金差異	70.8%
男女の平均継続勤続年数（※）	男性16年11ヶ月、女性12年9ヶ月
新卒採用における女性採用比率（2023年4月入社）	47.5% (採用数40名 うち女性19名)
有給休暇の取得率（※）	58.9%

※ 2022年3月末の数値を公表済み

(iii) 職場環境への対応




「働きやすい・やりがいがある職場作り」の取組みには、実際に社員がどのように感じ業務に取り組んでいるのかを把握するエンゲージメントが重要となります。当社では部支店長と社員との1on1ミーティングを定期的実施するとともに、エンゲージメントツールを利用し、定期的に社員へのアンケートを行っています。さらに、上記アンケートに加えて、自己申告による人事アンケートと人事部による面談をベースに、各人の能力に合わせた配置やキャリアアップについて協議されます。

(4)ESG,SDGsについての当社の取組み

【お客様のために】

取組み	ESG要素	SDGsへの貢献
お客様本位のストック型ビジネスモデル	S,G	  <p>8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>
売れる商品でも、売らない信念	S	
お客様独自のオーダーを仕立てる信念	S	
経済・金融の変化へ対応 (低金利時代の運用)	S	
フィンテックの進展への対応 (ハイブリッド営業、生産性向上)	S	
銀行・証券界の変革への対応 (顧客本位の業務運営)	S	
人生100年時代への対応 (健康寿命伸長での資産管理)	S	   <p>1 貧困をなくそう 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>
いちよしSDGs中小型株ファンドの募集	E,S	   <p>8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 17 パートナリーシップで目標を達成しよう</p>










【社員ののために】

取組み	ESG要素	SDGsへの貢献
女性活躍制度・女性管理職登用	S	   <p>3 すべての人に健康と福祉を 5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も</p>
働きやすい、やりがいがある職場作り	S	

【株主のために】

取組み	ESG要素	SDGsへの貢献
株主還元の方	G	  <p>8 働きがいも経済成長も 16 平和と公正をすべての人に</p>
コーポレート・ガバナンス	G	
指名委員会等設置会社・執行役員制度	G	
コンプライアンス体制	S,G	
リスクマネジメント	G	




【社会のために】

取組み	ESG要素	SDGsへの貢献
マングローブの森プロジェクト	E	  <p>13 気候変動に具体的な対策を 15 陸の豊かさも守ろう</p>
環境保全（エコカー・再生紙・冷暖房）	E	
盲導犬育成プロジェクト	S	  <p>3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう</p>
小児医療プロジェクト	S	
校舎建設プロジェクト	S	  <p>4 質の高い教育をみんなに 6 安全な水とトイレを世界中に</p>
本社ビル屋上菜園プロジェクト	E,S	     

（各取組みの詳細につきましては当社ホームページ <https://www.ichiyoshi.co.jp/esg/relation>をご覧ください）

(5)ESG,SDGsについての当社の取組みに対する外部評価

当社の取組みに対して以下のような認定や評価を受けています。

 <p>FTSE Blossom Japan Sector Relative Index (※)</p>	<p>2023年にESG指数である「FTSE Blossom Japan Sector Relative Index」の採用銘柄となりました。この指数は、各セクターにおいて相対的に、環境、社会、ガバナンスのESG対応に優れた日本企業のパフォーマンスを反映する目的で作成された指数です。</p>
 <p>女性が活躍しています！</p>	<p>2021年に厚生労働省より「えるぼし認定」の最高位の認定を受けました。「えるぼし認定」は一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度です。</p>
 <p>健康優良企業</p>	<p>東京証券業健康保険組合が取り組んでいる「健康企業宣言」へ参加し、企業と全従業員が一体となり健康づくりに取り組んでいます。定められた7分野18項目への達成基準をクリアし、健康優良企業として「銀の認定」を取得いたしました（健銀第599号）。</p>

※ FTSE Russell (FTSE International Limited と Frank Russell Companyの登録商標) はここにいちよし証券株式会社が第三者調査の結果、FTSE Blossom Japan Sector Relative Index組み入れの要件を満たし、本インデックスの構成銘柄となったことを証します。FTSE Blossom Japan Sector Relative Indexはサステナブル投資のファンドや他の金融商品の作成・評価に広く利用されます。
<https://www.ftserussell.com/products/indices/blossom-japan>

2. ビジネスモデル

当社は創業以来「お客様第一」を理念として業務を行ってきました。1990年代後半の「日本版金融ビッグバン」を契機に、「貯蓄から投資へ」の推進に向け、お客様の資産を安全・着実にじっくりと増やすために、お役に立てる証券会社を目指し、お客様本位の「ストック型ビジネスモデル」(資産管理型ビジネスモデル)への転換を図りました。2000年には、お客様のためにならない商品を取り扱わないなど7つの原則を「いちよし基準」として定め「売れる商品でも、売らない信念」としてお客様本位のポリシーを明確にいたしました。

そして現在、「貯蓄から資産形成へ」を推進すべく、お客様一人一人のオーダーに合わせたポートフォリオ提案に取り組み、「お客様独自のオーダーを仕立てる信念」をもう一つの柱として掲げ、「真のお客様本位の営業体制」の構築を推進しております。

お客様のためにやらないこと



売れる商品でも、
売らない信念。

私たちは、お断りする事があります。
 「いちよし基準」＝「個人のお客様向け商品についての原理原則」

- 公募仕組み債は取り扱いしません。
- 債券は高格付けのみとし、不適格債は取り扱いしません。
- 私募ファンドを取り扱いません。
- 個別外国株は、勧誘しません。
- 投信運用会社は、信頼性と継続性で選びます。
- 先物・オプションは勧誘しません。
- FX (外為証拠金取引) は取り扱いしません。

私たちは、この「いちよし基準」を20年来守り続けています。

選ばれ続ける証券会社へ。

||||| いちよし証券

私たちは、お断りする事があります。
 「いちよし基準」＝「個人のお客様向け商品についての原理原則」

- 公募仕組み債は取り扱いしません。
- 債券は高格付けのみとし、不適格債は取り扱いしません。
- 私募ファンドを取り扱いません。
- 個別外国株は、勧誘しません。
- 投信運用会社は、信頼性と継続性で選びます。
- 先物・オプションは勧誘しません。
- FX (外為証拠金取引) は取り扱いしません。

私たちは、この「いちよし基準」を20年来守り続けています。

お客様のために為すべきこと



お客様独自のオーダーを
仕立てる信念。

私たちは、為すべき事があります。

お客様のとりにとりに最もふさわしい一着を仕立てあげる「テーラー」のように、いちよし証券は、お客様のオンリーワンのパートナーとして長くお取引いただける会社を目指しています。お客様のニーズを十分にお聞きし、お客様のご意向に沿ったポートフォリオをご提案いたします。市場変動やお客様のニーズの変化に応じて、ポートフォリオのアフターフォローに努めます。

選ばれ続ける証券会社へ。

||||| いちよし証券

私たちは、為すべき事があります。

○ お客様ひとりひとりに最もふさわしい一着を仕立てあげる「テーラー」のように、いちよし証券は、お客様のオンリーワンのパートナーとして長くお取引いただける会社を目指しています。

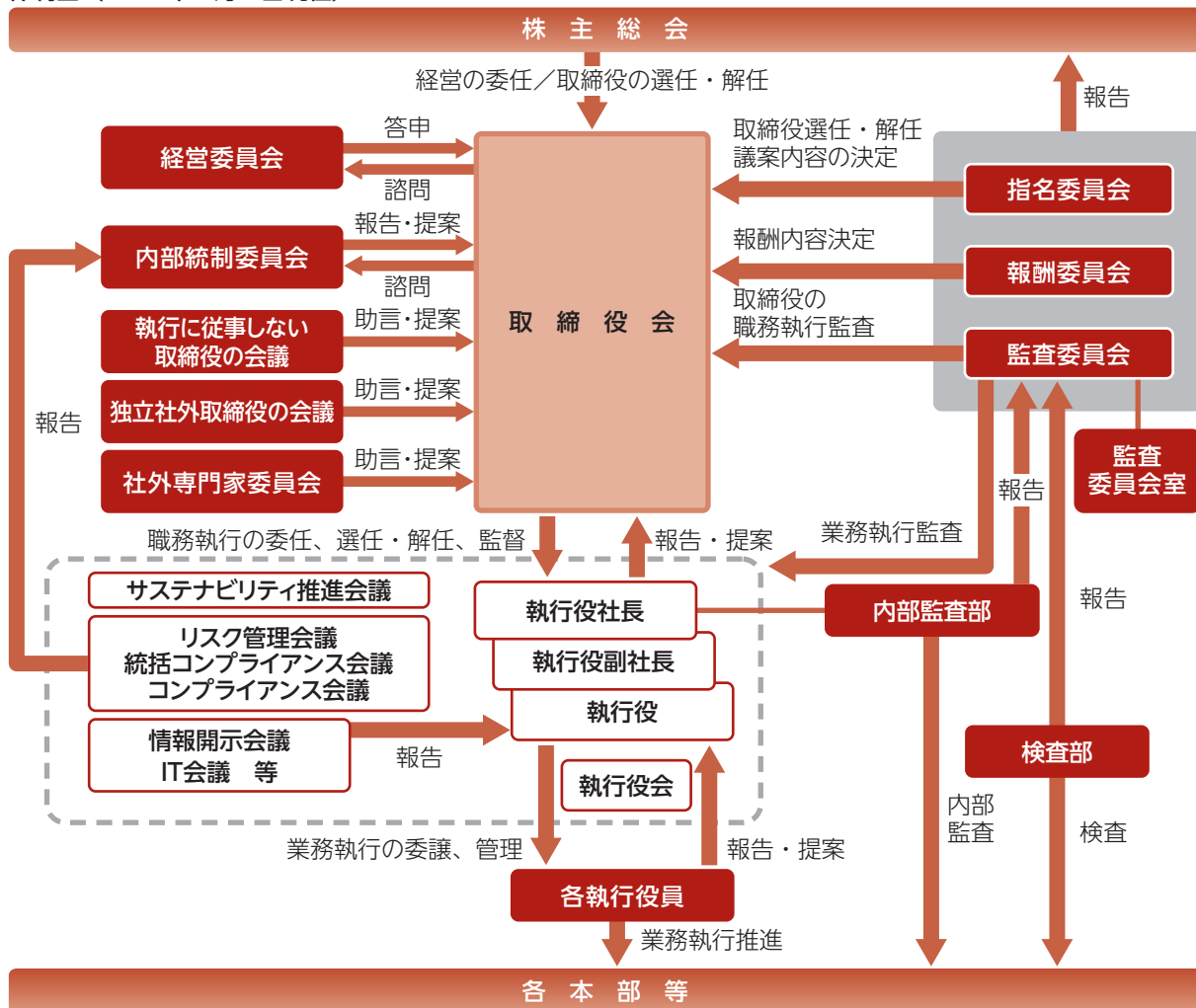
○ お客様のニーズを十分にお聞きし、お客様のご意向に沿ったポートフォリオをご提案いたします。

○ 市場変動やお客様のニーズの変化に応じて、ポートフォリオのアフターフォローに努めます。

3. コーポレート・ガバナンス

当社は、2003年6月より現在の指名委員会等設置会社に移行しました。その結果、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能が、各々有効に機能するように制度的に分離されたガバナンス体制となりました。従いまして、経営の意思決定・監督は取締役会及び各委員会が行い、実際の業務執行は執行役員及びそれを補佐する執行役員が行っています。

体制図（2023年4月1日現在）



(1)経営の意思決定・監督機能

①取締役会

経営の意思決定機関として法令または定款に定める事項を決議するとともに、経営の基本方針並びに経営における重要な事項を決定あるいは承認し、取締役及び執行役の職務の執行を監督しています。

②指名委員会

株主総会に議案として提出する取締役の選任及び解任について審議・決定しています。

③報酬委員会

取締役、執行役及び執行役員が受ける個人別の報酬等の内容について審議・決定しています。

④監査委員会

取締役及び執行役の職務執行の監査並びに監査報告の作成、株主総会に議案として提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことについての決定等を行います。また、監査委員会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、取締役及び執行役の意思決定の適法性・妥当性の監査、内部統制システムの整備状況等についての監査を行っています。

なお、監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会室を設け、専任使用人を配置して、監査業務を補助しています。

⑤経営委員会

取締役会の諮問機関として、円滑な会社経営が行われることを目的として経営に関する重要事項、緊急を要する事項を審議し、取締役会に報告しています。

⑥内部統制委員会

当社及び子会社各社における内部統制に関する一元的な管理体制を構築するため、内部統制方針の策定及び内部統制に関する個別重要事項等の審議を行っています。

なお、執行役社長直属の機関として内部監査部を置き、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と効率性を確保しています。

⑦執行に従事しない取締役の会議

当社グループ及び証券業界並びに経済社会等の幅広い情報交換等をするために、取締役会長を議長とし、その他5名の社外取締役で行っています。

⑧独立社外取締役の会議

独立した客観的な立場に基づいて情報交換・認識共有を図り、取締役会においてより積極的な議論を行うことにより、取締役会の有効性に貢献しています。また、筆頭独立社外取締役を選任しています。

⑨社外専門家委員会

当社経営から独立した人格・識見ともに優れた社外者をもって構成され、取締役会が求める当社の経営に関する重要事項について、中立公平な観点から審議を行い、取締役会に対して助言及び提言しています。

(2)業務執行

①執行役

取締役会より委任を受けた事項について業務執行の決定を行い、迅速な意思決定と機動的な業務執行を行っています。

②執行役会

取締役会より委任された事項を決議するとともに、各執行役間の調整と意思統一を図ることにより、業務執行の推進を図っています。

③執行役員

担当執行役の指示の下に業務執行を行っています。

④その他の会議体

サステナビリティへの取組みの企画・実行・検証・改善を行う「サステナビリティ推進会議」を設置し、内部統制委員会の下部組織として、「リスク管理会議」（全社的なリスク管理に関する事項について協議・対応する）、「統括コンプライアンス会議」（コンプライアンス会議の検討事項等についてアドバイスを行い、決定事項等の検証を行う）及び「コンプライアンス会議」（部署ごとのリスクの

洗い出しや検討、周知事項の徹底等を行う)を設置しています。

また、執行役による決議機関として、「情報開示会議」(重要な情報が発生した場合に、ステークホ

ルダーに対し、適正に網羅的かつ適時な情報開示体制を整備し運用する)及び「IT会議」(システム投資やその運用に関する事項及び情報セキュリティに関する事項を審議する)等を適宜開催しています。

4. 取締役会の実効性を確保するための諸施策

当社の取締役会は、コーポレートガバナンス・コード制定以前より、指名委員会等設置会社として経営と執行を分離した体制の下で、社外取締役と執行部門との間で十分な意見交換がなされ、これに基づき運営されてきております。現在も、取締役会では自由闊達な議論が常時行われており、社外取締役の指摘に執行部門が耳を傾け、社外取締役から見て追加情報が必要な案件については継続審議とするなど、透明性が確保された適切な運営がなされております。

さらに、この取締役会の実効性をより確保するために、以下のような諸施策をとっております。

(1) 執行に従事しない取締役の会議・独立社外取締役の会議の開催

独立かつ客観的な観点から経営の監督をすることを目的として、取締役会長を議長とした執行に従事しない取締役のみで構成する会議、ならびに独立かつ客観的な観点から情報交換・認識共有を図ることを目的として、筆頭独立社外取締役を議長とした独立社外取締役のみで構成する会議を開催しております。

執行に従事しない取締役の会議では、経営に関する事項に加えて、証券業界、経済・社会等幅広い事項について意見交換・情報交換し、自由な議論を行うことによって、取締役会の議論がより実効性を確保できるよう努めており、当事業年度は14回開催し、主に社会貢献活動、人材活用、物価高騰や新型コロナウイルス感染症への対応状況について議論を行いました。

独立社外取締役の会議は、当事業年度に2回開催し、経営全般に関する事項につき幅広く議論を行いました。

(2) 取締役会の実効性に関するアンケートの結果概要

当社では、取締役会が適切に機能しているかを検証し、その結果を踏まえ問題点の改善や長所の強化等の適切な措置を講じていくという継続的なプロセスにより取締役会の実効性の向上を図ることを目的とし、2017年以来毎年、全取締役を対象に取締役会の実効性に関するアンケート(32項目)を実施しております。

その結果、当社取締役会は、指名委員会等設置会社としての特徴を活かし、取締役会の構成、運営、議案の選定、審議の内容等において、業務執行の決定と執行役等の職務の執行の監督が適切に遂行されていることが確認されました。

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. いちよしグループの現況に関する事項

(1)経営の基本方針と業務運営体制

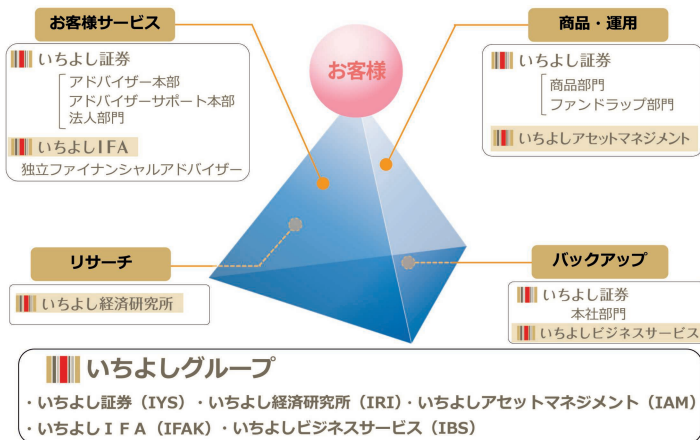
①経営の基本方針

いちよしグループは、「今までの日本にない証券会社をつくろう」を合言葉とし、「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」を目指しています。その実現に向け、当社はクレド（企業理念）の下、経営の公正性及び透明性を高め、機動的かつ適切な意思決定を行うことにより、業績の向上と企業価値の最大化を図りつつ、コーポレート・ガバナンスの強化充実に努めていくことを経営上の重要課題としております。また、指名委員会等設置会社の形態を採用し、加えて執行役員制度を導入することにより、業務執行の迅速性、実効性を高めるとともに業務執行に対する監督の強化を図っております。

②業務運営体制

いちよしグループの業務運営体制は「トライアングル・ピラミッド経営」を推進しています。

「お客様サービス」、「商品・運用」、「リサーチ」、「バックアップ」の正三角形4面体がそれぞれを支えあうことにより各部門及び関係会社の機能を最大限に発揮させることを目的とした経営スタイルです。さらに各部門のコ・ワーク（共同業務推進）によるシナジー効果により、お客様により良い商品、より良い情報、より良いサービスをご提供し、その結果として、お客様の大切な金融資産の運用及び企業経営のお役に立つことになると考えております。



いちよしグループのトライアングル・ピラミッド経営

③20年振りの「改革の断行」

当社は、「いちよしのクレド」の経営理念を実現するために経営目標として「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」の構築を目指しております。また、「お客様からの信頼」と「いちよしの基礎体力」のバロメーターである「預り資産」を経営の最重要指標として位置付け、預り資産の拡大を図ることにより、持続的な成長の実現に努めております。

こうしたなか、当社は長年、お客様との信頼関係を何より一番としたサービスのご提供を続けて参りましたが、急速な環境変化に迅速に対応すべく、現在、お客様本位の業務運営をさらに推進するための20年振りの「改革の断行」を進めております。

この「改革の断行」は、最重要経営指標である「預り資産」の拡大をさらに進め、お客様本位の「ストック型ビジネスモデル」への転換をより一層推進することを目標にしており、当社が20年来掲げて参りました「仕組み債は取り扱わない」「個別外国株は勧誘しない」などの「お客様のためにならない商品は取り扱わない」という7つの原則「いちよし基準」にもとづく「売れる商品でも、売らない信念」に加えて、お客様のために為すべきこととして「お客様独自のオーダーを仕立てる信念」を新たに掲げ、お客様1人1人のニーズに即したオーダーメイドのポートフォリオ提案に取り組んでおります。

④新中期経営計画「3D（スリーディー）」

本年4月よりお客様本位の「ストック型ビジネスモデル」への転換を一層加速させるべく、新たに2026年3月末をターゲットとする新中期経営計画「3D」をスタートしております。

「3D」では、預り資産を3兆円へと拡大することに挑戦するとともに、ファンドラップと投資信託によるストック型資産を倍増させることを目標としており、「預り資産3兆円」の「3」と、「ストック型資産の倍増（Double）」の「D」を合わせて略称といたしました。

3Dの項目と数値目標は以下のとおりです。

【3Dの概要】

項目	数値目標 (2026年3月末)
預り資産	3兆円
コストカバー率	70%
ROE (自己資本当期純利益率)	10%程度

※コストカバー率 = (信託報酬 + ラップフィー) / 販売費・一般管理費

(2)事業の経過及びその成果

当連結会計年度（以下、当期）の日本経済は、各種政策効果もあり緩やかな持ち直しがみられました。物価上昇の広がりや、家計や企業活動に影響を及ぼしているものの、個人消費は底堅く、経済活動の再開からサービス業などの景況感は改善が続きました。一方、世界経済には40年ぶりのインフレ圧力の高まりに対応した世界的な金融引き締めの影響がみられました。

日本の株式市場は、記録的な高インフレを受けて世界の主要な中央銀行が進める金融引き締め政策の影響で、調整色が強まりました。8月中旬にかけては米連邦準備理事会（FRB）による金融引き締めへの過度な警戒感がひとまず和らぎ、日経平均株価は8月17日に2万9,222円の高値をつけましたが、反発は一時的であり、その後は急激な米利上げによる米景気の後退への警戒から米国株が急落し、日本株にも売りが波及しました。12月は米欧の中央銀行による利上げ継続や、日銀による想定外の金融政策の修正（長期金利の変動幅を、従来の±0.25%程度から±0.5%程度に拡大）を受けて円高・ドル安が進み、日経平均株価は下落しました。年明け以降は日銀による早急な金融政策修正への思惑後退などを背景に、日経平均株価は3月9日に、2万8,734円まで上昇しました。しかし、米中堅銀行の経営破綻をきっかけとした米欧の金融システムへの警戒から売りがかさむ場面がありましたが、米欧金融当局などの迅速な対応により金融不安が和らぎ、日経平均株価は2万8,041円で当期末を迎えました。

外国為替市場では、日米の金利差拡大を意識した円売り・ドル買いが進み、10月21日には1ドル=151円93銭をつけましたが、その後は米国のインフレにピークアウトの兆しがみえたことで、米長期金利が急低下し、円安一服となりました。当期末は1ドル=133円台前半で終えました。

日本の新興株式市場で、東証マザーズ指数は6月20日に615をつけ、終値としては2020年4月以来、約2年2カ月ぶりの安値となりました。12月1日には806まで上昇しましたが、その後はもみ合いとなり749で当期末を迎えました。

東証グロース市場では、相対的な割高感が意識された高P E R（株価収益率）銘柄が売られ、東証グロース市場指数は6月20日に安値781まで下げました。しかしその後は、成長性を評価したグロース銘柄への見直し買いもあり、963で当期末を迎えました。

当期における東証プライム市場の一日平均売買代金は3兆2,777億円、スタンダード市場の一日平均売買代金は910億円、グロース市場の一日平均売買代金は1,454億円となりました。

当社は、このような環境下、2019年から取り組んでいるお客様本位の「ストック型ビジネスモデル」への転換を目指して「改革の断行」を実行して参りました。

株式につきましては、低金利環境の下で安定性と配当に注目した資産株のご提案に加え、当社グループの強みであるリサーチ力を生かした中小型成長企業への投資のご提案をするなど、お客様の中長期における資産形成としての株式投資をお勧めして参りました。

いちよしファンドラップ「ドリーム・コレクション（愛称：ドリコレ）」につきましては、お客様の保守的な資産の中長期運用商品としてのニーズが引き続き広がっており、当期末の残高は2,073億円（前期末比9.6%増）となりました。

投資信託（ラップを除く）につきましては、「ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド」や「いちよし日本好配当株&Jリートファンド（愛称：明日葉（あしたば））」「いちよし・グローバル株式ファンド（愛称：いちばん星）」「いちよし中小型成長株ファンド（愛称：あすなろ）」等、お客様のニーズに即した提案に努めて参りました。当期末の残高は、7,114億円（前期末比8.5%減）となりました。

グループのいちよしアセットマネジメントにおきましては、運用資産残高が引き続き増加し、当期末の運用資産残高は4,407億円（前期末比4.1%増）となりました。

以上の結果、当社グループの純営業収益は166億2500万円（前期比15.0%減）となりました。また、販売費・一般管理費は154億5900万円（同4.8%減）となり、差し引き営業利益は11億6600万円（同64.9%減）となりました。

なお、当期末の預り資産は、1兆9,081億円（前期末比2.2%減）となりました。

また、当社が収支構造の安定化と「ストック型ビジネスモデル」への進捗状況を示す重要な経営指標の一つと位置付けておりますコストカバー率（投資信託の信託報酬やラップフィー等のいわゆる安定収益の販売費・一般管理費に対する比率）は、53.5%（前期比0.7ポイント増）となりました。

(3)受入手数料等及び販売費・一般管理費等

①受入手数料

受入手数料の合計は162億1900万円（前期比14.6%減）となりました。

委託手数料

株券の委託手数料は44億6800万円（前期比16.0%減）となりました。

このうち、中小型株式（東証スタンダード、東証グロース、名古屋メイン、名古屋ネクスト）の委託手数料は7億1500万円（同17.9%減）となり、株券委託手数料に占める中小型株式の割合は16.0%となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

発行市場では、主幹事2社を含む新規公開企業9社（前期は主幹事3社を含む新規公開企業39社）の幹事・引受シンジケート団に加入いたしました。また、既公開企業に係る公募・売出しは1社となりました。（前期は6社）

この結果、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は1億3100万円（前期比77.7%減）となりました。

当期末における累計引受社数は1,199社（うち主幹事66社）となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

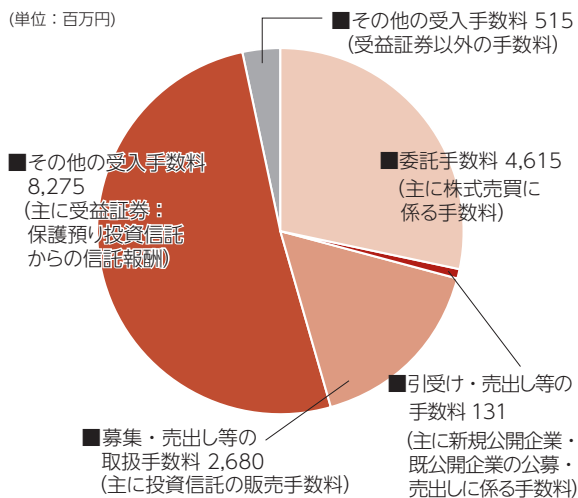
投資信託に係る手数料が26億42百万円（前期比30.2%減）となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料の合計は26億80百万円（同30.1%減）となりました。

その他の受入手数料

その他の受入手数料は、当社の受益証券残高に係る信託報酬が39億72百万円（前期比3.9%減）、いちよアセットマネジメントの運用に係る信託報酬が19億68百万円（同7.5%増）となり、これに当社のファンドラップに係るフィー等23億34百万円（同10.2%減）等を加え、合計87億91百万円（同3.1%減）となりました。

受入手数料の内訳（科目別内訳）

（単位：百万円）



② トレーディング損益

株券等のトレーディング損益は、52百万円（前期比62.8%減）の利益となりました。債券・為替等のトレーディング損益は、19百万円（同10.5%減）の利益となりました。その結果、トレーディング損益合計は71百万円（同55.9%減）の利益となりました。

③ 金融収支

金融収益は、信用取引貸付金の期中平均残高の減少により1億68百万円（前期比21.9%減）、金融費用は、41百万円（同8.6%増）となり、差し引き金融収支は1億27百万円（同28.4%減）となりました。

以上の結果、当期の純営業収益は166億25百万円（前期比15.0%減）となりました。

④ 販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、人件費の減少等により、154億59百万円（前期比4.8%減）となりました。

⑤ 営業外損益

営業外収益が、受取保険金及び配当金22百万円等で66百万円となり、差し引き49百万円（前期比59.1%減）の利益となりました。

以上の結果、当期の経常利益は12億16百万円（前期比64.7%減）となりました。

⑥ 特別損益

特別利益は投資有価証券売却益等で2百万円、特別損失は和解金等で2百万円となり、差し引き0百万円（前期比99.7%減）の利益となりました。

これらにより、税金等調整前当期純利益は12億16百万円（前期比66.0%減）となりました。これに法人税、住民税及び事業税3億95百万円及び法人税等調整額63百万円を減算した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は7億58百万円（同70.0%減）となりました。

受入手数料の内訳（第80期と第81期の比較）

（単位：百万円）

期別	区 分	株 券	債 券	受益証券	そ の 他	計
第 2021 ・ 4 80 } 2022 ・ 3 期	委 託 手 数 料	5,318	－	168	－	5,486
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	591	－	－	－	591
	募集・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の取扱手数料	0	47	3,784	－	3,832
	そ の 他 の 受 入 手 数 料	26	0	8,564	485	9,076
	計	5,936	47	12,517	485	18,986
期別	区 分	株 券	債 券	受益証券	そ の 他	計
第 2022 ・ 4 81 } 2023 ・ 3 期	委 託 手 数 料	4,468	－	147	－	4,615
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	131	－	－	－	131
	募集・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の取扱手数料	0	37	2,642	－	2,680
	そ の 他 の 受 入 手 数 料	24	0	8,275	490	8,791
	計	4,624	37	11,066	490	16,219

(4)財務の状況

資産、負債及び純資産の状況

資産

前期末に比べて52億64百万円（11.0%）減少し、426億70百万円となりました。これは、預託金が24億39百万円及び募集等払込金が12億42百万円減少したこと等によるものです。

負債

前期末に比べて30億26百万円（16.9%）減少し、148億44百万円となりました。これは、預り金が18億80百万円及び受入保証金が11億38百万円減少したこと等によるものです。

純資産

前期末に比べて22億38百万円（7.4%）減少し、278億26百万円となりました。これは、親会社株主に帰属する当期純利益7億58百万円を計上したものの、配当金の支払い12億68百万円及び自己株式の取得16億26百万円があったこと等によるものです。

この結果、自己資本比率は65.2%（前期末は62.7%）となりました。また、当社の自己資本規制比率は505.8%（前期は505.8%）となりました。

(5)重要な資金調達の状況

該当事項はありません。

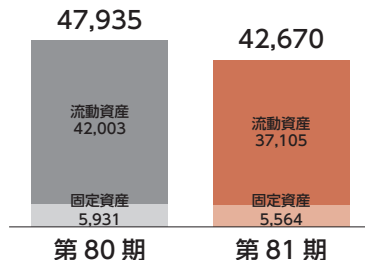
(6)重要な設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました主な設備投資は、IT基盤（社内システムインフラ）の1億20百万円、店舗移転及び新設による設備工事の49百万円であります。

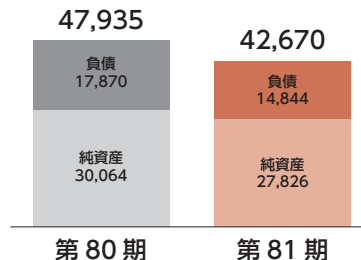
(7)重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

●資産合計（単位：百万円）



●負債・純資産合計（単位：百万円）



(8)財産及び損益の状況の推移

	第78期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第79期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	第80期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	第81期 (当連結会計年度) (2022.4.1～ 2023.3.31)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益 (うち受入手数料)	18,846 (16,845)	18,270 (17,608)	19,591 (18,986)	16,666 (16,219)
純営業収益	17,241	18,200	19,553	16,625
経常利益又は経常損失 (△)	△469	1,300	3,443	1,216
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△724	1,001	2,526	758
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△17円72銭	27円79銭	69円97銭	21円93銭
総資産	43,530	49,211	47,935	42,670
純資産	28,772	29,108	30,064	27,826

(注)1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式を控除した株式数) により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第80期の期首から適用しており、第79期に係る営業収益については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(9)対処すべき課題

この数年来、低金利の長期化や100年人生の進捗を背景として「貯蓄から投資へ」の流れが本格化していくなかで、我が国の金融・証券界は、お客様本位のビジネスを展開することが強く求められて参りました。

当社は20年来、仕組み債などリスク・リターン of 仕組みなどが複雑でお客様による理解が難しい、お客様のためにならない商品は取り扱わないという7つの原則「いちよし基準」を「売れる商品でも、売らない信念」として掲げ、売買手数料中心の「フロー型ビジネスモデル」から、投資信託の信託報酬やラップフィーの安定収益を中心とした「ストック型ビジネスモデル」への転換を目指して参りました。2019年からは、急速な環境の変化に対応すべく、お客様本位の業務運営をより一層進めるための20年振りの「改革の断行」に取り組んでおります。この度の「改革の断行」は、最重要経営指標である「預り資産」の拡大をさらに進め、「ストック型ビジネスモデル」への転換をより一層推進することを目標にしており、新たに、「売れる商品でも、売らない信念」に加えて、お客様のために為すべきこととして「お客様独自のオーダーを仕立てる信念」をもう一つの柱として掲げております。

そして、この20年振りの「改革の断行」におきましては、社長交代や経営陣の大幅な若返りとスリム化を実施しました。また、地区アドバイザー本部制を廃止し、営業推進体制を従来の本社本部主導から支店主導の体制に切り替え、地域特性に沿った1人1人のお客様のニーズに細やかにお応えできるような体制を整えるなど、真にお客様本位といえる業務運営のための様々な改革を現在進めております。

さらに、お客様本位の観点から、お客様の利便性向上のための店舗再編を行っており、既存店舗を分支店化した小型店舗（プラネットプラザ）を出店するなど、今後もお客様に対してより身近な存在となるような店舗網の充実を目指して参ります。

また、当社はかねてより従業員の労働条件や職場環境、人事制度、人材育成を経営の重要課題として参りましたが、「人材の増強と育成」・「働きやすい・やりがいがある職場」作りを「改革の断行」の基本戦略の一つとして位置付け、引き続き具体的な取組みを実施して参ります。

当社の経営目標である「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」への登頂を目指すための「改革の断行」は現在6合目位という状況です。引き続き、「ブランド・ブティックハウス」の山頂を目指して、本年4月より「改革の断行」の第2ステージとしてスタートさせました新中期経営計画「3D」を達成すべく、当社の強みであるいちよしのグループ力（いちよし証券のアドバイス力、いちよし経済研究所のリサーチ力、いちよしアセットマネジメントの運用力）とコンプライアンス力（お客様満足度）を活かし、預り資産の拡大を核とした成長の実現に努めて参ります。

(10)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社いちよし経済研究所	東京都中央区	20百万円	100.0%	情報サービス業 投資助言・代理業
いちよしアセットマネジメント株式会社	東京都中央区	490百万円	100.0%	投資運用業 (投資信託委託業含む) 投資助言・代理業
いちよしビジネスサービス株式会社	東京都中央区	240百万円	100.0%	不動産賃貸・仲介・管理業、事務 用品等販売業及び金融商品仲介業
いちよし I F A 株式会社	東京都中央区	150百万円	100.0%	金融商品仲介業

(注)特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11)主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

①株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務から成り立っており、その主な内容は、次のとおりであります。

(i) 委託売買業務

証券取引所において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

(ii) 自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

(iii) 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務

株式の募集又は売出しにつき、売れ残りを引き取る条件で顧客に販売する業務

(iv) 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務

株式の募集又は売出しにつき、顧客に販売する業務

②債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、企業等の発行する債券について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務、私募の取扱業務等から成り立っております。

③投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務並びに売買業務等から成り立っております。

④証券先物取引業務

証券先物取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の委託取引業務並びに自己取引業務等から成り立っております。

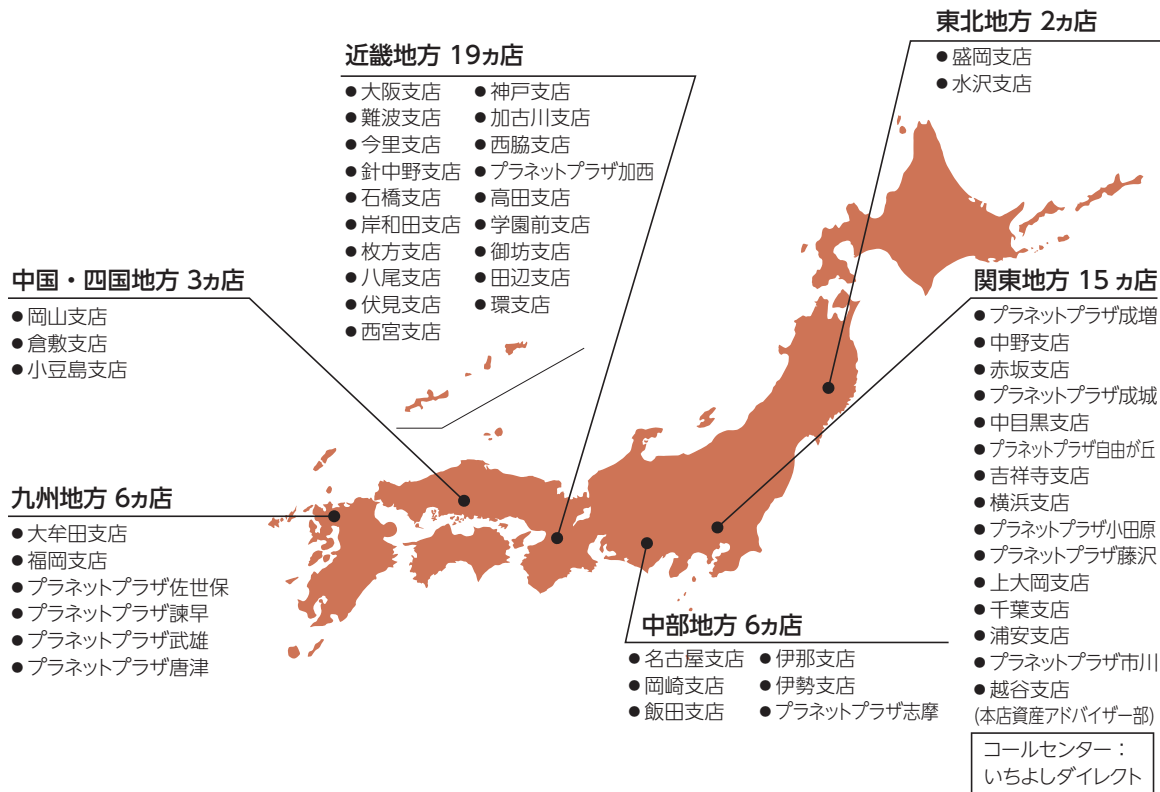
⑤その他の業務

その他の業務は、有価証券貸借取引業務、投資銀行業務、保険業務、顧客紹介業務、金融商品仲介業務、情報サービス業務、投資運用業、投資助言・代理業、不動産賃貸・仲介・管理業務、事務用品等販売業務等から成り立っております。

(12) 主要な営業所の状況 (2023年3月31日現在)

① 当 社

本 店 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 東京証券会館
支店・営業所 51カ店



② 子会社

- ・株式会社いちよし経済研究所 東京都中央区
- ・いちよしアセットマネジメント株式会社 東京都中央区
- ・いちよしビジネスサービス株式会社 東京都中央区
- ・同 大阪支店 大阪府大阪市中央区
- ・いちよしIFA株式会社 東京都中央区
- ・同 IFAK桜成増オフィス 東京都板橋区

(13)従業員の状態 (2023年3月31日現在)

①当社及び当社子会社の従業員

区 分		従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
職 員	男 性	673 名	42 減少 名
	女 性	302	1 減少
	合 計	975	43 減少

(注)1.上記のほか、エグゼクティブ・アドバイザー (7名)、参与 (1名)、嘱託 (2名)、歩合外務員 (1名) が在籍しております。
2.上記の従業員数には、執行役員を含めております。

②当社の従業員

区 分		従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
職 員	男 性	605 名	43 減少 名	46 0 歳 月	16 11 年 月
	女 性	279	3 減少	42 0	12 9
	合計又は平均	884	46 減少	44 9	15 7

(注)1.上記のほか、エグゼクティブ・アドバイザー (3名)、参与 (1名)、嘱託 (2名)、歩合外務員 (1名) が在籍しております。
2.上記の従業員数には、執行役員を含めております。

③当社の管理職に占める中途採用者の割合

2015年3月末	2016年3月末	2017年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末	2022年3月末	2023年3月末
49.0%	49.2%	51.2%	51.2%	53.7%	52.0%	47.5%	45.8%	47.0%

④当社の管理職に占める女性割合

2015年3月末	2016年3月末	2017年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末	2022年3月末	2023年3月末
5.8%	8.5%	8.7%	9.4%	9.8%	11.6%	15.3%	14.2%	16.1%

(14)主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金の種類	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	長期借入金	53
株式会社みずほ銀行	長期借入金	53
株式会社三菱UFJ銀行	短期借入金	159
株式会社りそな銀行	短期借入金	20
株式会社みずほ銀行	短期借入金	30
株式会社三井住友銀行	短期借入金	20
日本証券金融株式会社	信用取引借入金	3,170

百万円

(15)剰余金の配当等の決定に関する方針と実績

①剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当は、業績連動型の配当方針を基本とし、配当性向をベースとした配当を行っておりますが、株主の皆様への適切な利益還元を継続して充実させていくことを目的として、純資産配当率（DOE）についても勘案して配当額を決定しています。

具体的には、連結ベースでの配当性向（50%程度）と純資産配当率（DOE 2%程度）を配当基準とし、半期毎に算出された金額について、いずれか高いものを採用して配当金を決定しております。

②剰余金の配当の実績

①の配当方針に基づき、当期の剰余金の配当は、中間配当、期末配当ともに連結純資産配当率を算出基準として採用し、当期の1株当たりの配当金は中間配当17円、期末配当17円の年間34円とさせていただきます。

過去3年間 配当金推移

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
中間配当金	15円	19円	17円
期末配当金	19円	19円	17円
年間配当金	34円	38円	34円

2. 当社の株式に関する事項

(2023年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数

168,159,000株

(2)発行済株式の総数

40,431,386株(うち自己株式6,668,047株)

(3)当事業年度末の株主数

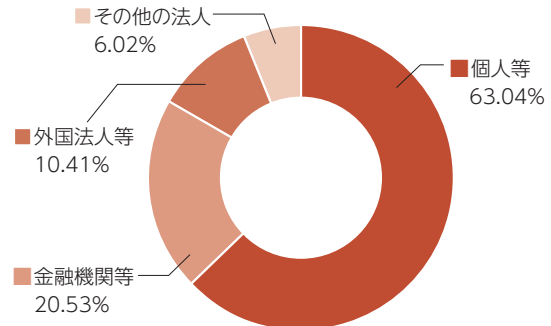
16,335名

(4)大株主上位10名

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,502	13.33
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,214	3.59
株式会社野村総合研究所	879	2.60
いちよし証券従業員持株会	806	2.38
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	677	2.00
山中克彦	400	1.18
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505044	390	1.15
ジャフコグループ株式会社	300	0.88
JP MORGAN CHASE BANK 385781	266	0.79
平和不動産株式会社	245	0.72

(注)持株比率は自己株式(6,668,047株)を控除して算出しております。

所有者別分布状況(持株比率)



(5)その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

当社は資本の効率化を図り、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実行するため、自己株式取得に係る事項を決議し、取得いたしました。

- ・ 2022年5月16日開催の取締役会における決議
2022年5月17日～2022年6月20日に取得した自己株式 総数2,000,000株、総額1,262百万円
- ・ 2023年3月9日開催の取締役会における決議
2023年3月10日に取得した自己株式 総数558,800株、総額363百万円

②自己株式の消却

- ・ 2022年5月16日開催の取締役会における決議
2022年5月23日に消却した自己株式 総数2,000,000株

3. 新株予約権等に関する事項

(2023年3月31日現在)

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

第13回新株予約権

名 称	第13回新株予約権
発行決議の日	2020年5月15日
新株予約権の払込金額	払込を要しない。
新株予約権の行使価額	1個につき45,500円
新株予約権の行使条件	① 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、エグゼクティブ・アドバイザー若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ② 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
新株予約権の行使期間	2022年5月26日から2025年5月25日まで

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）及び執行役	第13回新株予約権	50個	普通株式 5,000株	1名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 当社役員に関する事項

(1)取締役及び執行役の氏名等

2023年3月31日現在

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	武 樋 政 司	取締役会議長、指名委員、報酬委員
取締役(兼)代表執行役社長	玉 田 弘 文	アドバイザー本部長、アドバイザーサポート本部長
取締役(兼)代表執行役副社長	不 破 利 之	人事・研修部門管掌
取 締 役 (兼) 執 行 役 専 務	山 崎 昇 一	財務・経営部門管掌、業務管理本部管掌、システム本部管掌、関係会社管掌(兼)業務管理本部長 引受審査担当 いちよしビジネスサービス株式会社 監査役 いちよしアセットマネジメント株式会社 監査役 株式会社いちよし経済研究所 監査役 いちよしIFA株式会社 監査役
社 外 取 締 役	五木田 彬	指名委員(委員長)、監査委員(委員長) 筆頭独立社外取締役 五木田・三浦法律事務所(弁護士) 三和ホールディングス株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	掛 谷 建 郎	報酬委員(委員長) 株式会社掛谷工務店 代表取締役社長
社 外 取 締 役	真 下 陽 子	特定社会保険労務士人事マネジメント代表
社 外 取 締 役	平 野 英 治	指名委員、監査委員 メットライフ生命保険株式会社 取締役副会長 株式会社リケン 社外取締役 株式会社NTTデータ 社外取締役
社 外 取 締 役	沼 田 優 子	報酬委員、監査委員 帝京平成大学 人文社会学部教授

- (注)1.取締役 五木田彬、掛谷建郎、真下陽子、平野英治、沼田優子の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2.取締役 五木田彬、掛谷建郎、真下陽子、平野英治、沼田優子の5氏は、(株)東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3.取締役 平野英治氏は、元日本銀行理事(国際金融担当)であり、企業経営にも携わっており、財務及び会計に相当程度の知見を有するものであります。取締役 沼田優子氏は、日米証券業及び企業経営の研究者として財務及び会計に相当程度の知見を有するものであります。
4.当社は、監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会室を設け、専任使用人を配置しているため、常勤の監査委員の選定を行っておりません。

5.2023年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地	位	氏名	担当
上	席	執行役員 矢野正樹	法人営業本部長（兼）大阪法人営業部長
上	席	執行役員 仁尾美紀男	金融・公共法人本部長
上	席	執行役員 高橋正好	投資銀行本部長（兼）引受部長
上	席	執行役員 愛宕伸康	チーフエコノミスト
上	席	執行役員 武田正美	機関投資家本部長（兼）トレーディング部長

6.執行役員 森村光芳氏は2022年9月30日をもって退任いたしました。
上席執行役員 高橋正好氏は2023年3月31日をもって退任いたしました。

7.2023年4月1日付で、次の異動がありました。

氏名	異動後の地位	異動後の担当及び重要な兼職の状況
玉田弘文	取締役（兼）代表執行役社長	財務・経営部門管掌、業務管理本部管掌、システム本部管掌、関係会社管掌
不破利之	取締役（兼）代表執行役副社長	
山崎昇一	取締役（兼）執行役専務	
矢野正樹	上席執行役員	法人営業本部長
武田正美	上席執行役員	機関投資家本部担当

※取締役 山崎昇一氏の重要な兼職の状況に変更ありません。

(2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

①被保険者の範囲及び役員が負担している保険料の割合

このD&O保険契約の被保険者は、当社及び当子会社の全役員及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

②補償地域は全世界、保険期間は2023年3月23日から2024年3月23日です。

③補償対象としている保険事故の概要は次のとおりです。

(i) 会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としています。

(ii) このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としています。

④ただし、役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用するD&O保険では、公序良俗に反する行為において生じた損害については保険の適用がありません。

(3)取締役及び執行役の報酬等の額

(単位：百万円)

役員区分	報酬等の総額	報酬等の総額				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	その他	
取締役（社外取締役を除く）	181	174	1	0	5	4
社外取締役	89	88	1	－	0	7

(注)1.非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除く）の4名に対して新株予約権を交付しており、当事業年度中の費用計上額を記載しております。

なお、当事業年度末における保有新株予約権の総数は50個（1個につき普通株式100株）であります。

2.上記の社外取締役の人数には、当事業年度に退任した2名を含んでおります。

**(4)当事業年度に係る各会社役員の報酬等の額
又はその算定方法に係る決定に関する方針**

①当社の報酬委員会による取締役及び執行役の個人別報酬内容の決定に関する方針は、以下のとおりであります。

(i) 基本方針

取締役及び執行役の経営意欲を向上させ、経営能力を最大限に発揮することにより会社業績に貢献することを基本方針とする。

(ii) 報酬の内容

当社の取締役及び執行役が受ける報酬は、「月例基本報酬」、「業績連動報酬」、「株式関連報酬」及びその他「金銭以外の報酬」（単身赴任住宅補助等）とする。

(iii) 各報酬の決定に関する方針

報酬委員会において以下の報酬を決定する。

(a) 月例基本報酬

月例基本報酬は、経済情勢、当社の状況、従業員給与水準、各取締役・執行役の職務の内容等により各々の基本報酬の水準を設定し、各役員と面談し経営戦略の実行度、経営貢献度、業務成績等を評価して、各人の報酬額を決定する。

(b) 業績連動報酬

業績連動報酬は、連結経常利益、連結当期純利益をベースに支払総額を決めた上、各役員と面談し業績貢献度、職務執行状況を評価し、上記支払総額の範囲内で、担当職務別及び役位別に各人の報酬額を決定する。

(c) 株式関連報酬

株式関連報酬は支給に伴う経営上の効果等を総合的に考慮の上、個人別に決定する。

(d) 金銭以外の報酬

単身赴任住宅補助等の金銭以外の報酬については、業務上及び社会通念上必要と判断される場合に、個人別に決定し支給するものとする。

②業績連動報酬に係る指標と当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法は、以下のとおりであります。

(業績連動報酬に係る指標)

当社の業績連動報酬に係る指標は連結経常利益と連結当期純利益であります。

(当該指標を選択した理由)

当該指標が、企業の業績を評価する基準として客観的であり、一般的にも定着している適切な指標と考えられているためであります。

(当該業績連動報酬の額の決定方法)

業績連動報酬は、半期の連結経常利益及び連結当期純利益の加重平均増減率で支給総額を決定しております。

なお、赤字のときは、支給いたしません。

③最近事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績

当事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績は、連結経常利益が1,216百万円、連結当期純利益が758百万円であります。

④役員の報酬等の額及びその算定方法の決定に関する役職ごとの方針

取締役及び執行役、また取締役は社内と社外の別に、役位による基準と会社業績の達成度等で支給基準を設けております。

個別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会が支給基準をもとに各人ごとの評価を実施し、審議・決定しており、報酬委員会は報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

(5)社外役員に関する事項

①他の法人等の社外役員との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

(i) 社外取締役 五木田彬

五木田・三浦法律事務所の弁護士及び三和ホールディングス株式会社の社外取締役であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

(ii) 社外取締役 掛谷建郎

株式会社掛谷工務店の代表取締役社長であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

(iii) 社外取締役 真下陽子

特定社会保険労務士人事マネジメントの代表であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

(iv) 社外取締役 平野英治

メットライフ生命保険株式会社の取締役副会長、株式会社リケン（現 株式会社リケン）の社外取締役及び株式会社NTTデータの社外取締役であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

(v) 社外取締役 沼田優子

帝京平成大学の人文社会学部教授であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

②社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等での出席状況及び発言状況
取締役 (指名委員・ 監査委員)	五木田 彬	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、18回（100%）、指名委員会10回（100%）、報酬委員会（就任中）1回（100%）、監査委員会は17回（100%）でありました。主に、元検事及び弁護士としての専門的な見地からの発言を行っており、当社の経営への幅広い助言による貢献及び監督機能強化につながっています。
取締役 (報酬委員)	掛 谷 建 郎	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、18回（100%）、指名委員会（就任中）1回（100%）、報酬委員会は4回（100%）でありました。主に、元日本経済新聞社記者及び現企業経営者としての見地からの発言を行っており、当社の経営への幅広い助言による貢献及び監督機能強化につながっています。
取締役	真 下 陽 子	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、18回（100%）でありました。主に、社会保険労務士としての専門的な見地からの発言を行っており、女性の視点をも踏まえた当社の経営への幅広い助言による貢献及び監督機能強化につながっています。
取締役 (指名委員・ 監査委員)	平 野 英 治	当事業年度に開催された取締役会の出席状況（就任以降）は、12回（86%）、指名委員会（就任以降）7回（78%）、監査委員会（就任以降）は12回（100%）でありました。主に、元日本銀行理事（国際金融担当）としての金融・証券界に対するグローバルで豊かな知見及びその後の会社経営の経験の見地からの発言を行っており、当社の経営への幅広い助言による貢献及び監督機能強化につながっています。
取締役 (報酬委員・ 監査委員)	沼 田 優 子	当事業年度に開催された取締役会の出席状況（就任以降）は、14回（100%）、報酬委員会（就任以降）3回（100%）、監査委員会（就任以降）は12回（100%）でありました。主に、日米金融機関の経営戦略の研究者として専門的な見地からの発言を行っており、女性の視点をも踏まえた当社の経営への幅広い助言による貢献及び監督機能強化につながっています。

(注)本事業報告中の記載金額並びに連結計算書類及び計算書類の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1)名称

EY新日本有限責任監査法人

(2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額
36百万円

②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る
報酬等の額

1百万円

③当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産
上の利益の合計額

41百万円

(注)1.当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づき
く監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区
分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基
づく監査の報酬の額を含めて記載しております。

2.当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査
人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監
査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品
質管理体制の整備状況、監査報酬の見積もりの算定根拠な
どを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、
会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3)非監査業務の内容

顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務で
あります。

(4)子会社の監査に関する事項

当社の子会社は、当社の会計監査人以外の監査は受
けておりません。

(5)解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号
に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合
には、監査委員会の委員全員の合意に基づき、監査委
員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査
委員会が選定した監査委員会の委員は、解任後最初に
招集される株主総会において、会計監査人を解任した
旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査委員会は会計監査人の監査品質、監査実
施の有効性及び効率性等を勘案し、再任若しくは不再
任の検討を行います。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

当社の業務の適正を確保するための体制は以下のとおりであります。

① 当社監査委員会の職務の執行に関する体制

(i) 当社監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会室を設ける。監査委員会室には監査委員会の職務を補助する使用人を配置し、監査業務を補助する。

(ii) 当社監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

執行役からの独立性を確保するため、監査委員会室の使用人の異動、考課、懲戒処分に関しては、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の承認を得なければならない。

(iii) 当社監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の指示の実効性を確保することを目的として、監査委員会室の使用人は専任とし、「監査委員会規程」に基づき監査委員の指示により、監査活動の補助を行わせる。

(iv) 当社監査委員会への報告に関する体制

イ. 当社の役職員は、当社監査委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに当該監査委員若しくは監査委員会に報告を行う。

ロ. 当社及び当社子会社の役職員は、当社及び当社子会社において、会社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのある事実を発見したときは、書面若しくは口頭にて監査委員会に報告しなければならない。

ハ. 当社及び当社子会社の役職員から、会社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのあることにつき報告を受けた者は、書面若しくは口頭にて監査委員会に報告しなければならない。

(v) 当社監査委員会に報告した者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前記(iv)の報告を行った役職員は、当該報告を行ったことにより不利な扱いを受けないことを「就業規則」等に規定する。

(vi) 当社監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員がその職務について、当社に対し費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、原則として速やかに当該費用の支払いを行う。

(vii) 当社監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査委員会の委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するため、取締役会及び経営委員会に出席する。

ロ. 監査委員長は、内部統制委員会に委員として出席する。

ハ. 監査委員会の委員は、必要に応じその他重要な会議に出席することができる。

ニ. 監査委員会の委員は、「監査委員会規程」に基づき、役職員の職務執行状況、当社子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

ホ. 監査委員会は、内部監査部門の監査結果について定期的な報告を受けるなど連携を図る。

② 当社執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 「執行役規程」に従い、執行役の職務の執行に係る重要文書の適正な保存・管理を行う。

ロ。「情報セキュリティポリシー」「個人情報保護規程」「個人情報及び個人データの取扱いに関する規則」「情報セキュリティガイドライン」等諸規程に従い、執行役の職務の執行に係る情報管理の徹底を図る。

(ii) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ。「リスク管理規程」を定め、リスクカテゴリーごとの責任部署を明確にし、リスク管理体制の整備に努める。

ロ。リスク管理会議を設置し、リスク管理に関する事項について協議・対応するとともに定期的に状況等について内部統制委員会に報告する。内部統制委員会の委員長は必要に応じて取締役会に報告する。

ハ。災害発生時のリスクに対応するため、「BCP（事業継続計画）に関する規程」を定め、事業の継続を確保するための体制を整備するとともに、防災教育並びに防災訓練を計画的に推進し、防災意識の高揚を図り、災害発生時等に備える。

ニ。災害発生時等により、本社の業務体制の維持、継続が困難となった場合等には、BCP対策本部を設置し、被害の軽減化と対応を図り、速やかな業務再開を行う。

(iii) 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ。業務執行力のより一層の強化、少人数の執行役による機動的な意思決定、及びその職務執行が効率的に行われることを確保するため、執行役を補佐する執行役員制度を導入する。

ロ。当社取締役会は、執行役の職務分掌と権限等を明確にし、適正かつ効率的に業務が行われる体制の整備に努め、定期的に当社の執行役による業務報告を受ける。

(iv) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ。「経営理念」「経営目標」「行動指針」から成る「クレド」を制定し、使用人への周知を図り、その遵守・実行を徹底する。

ロ。「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を定め、使用人の責任と権限を明確にし、適正に業務が行われる体制の整備に努める。

ハ。取締役会は、事業年度毎にコンプライアンス・プログラムを承認し、これらの実効について状況把握に努める。

ニ。法令諸規則に準拠した社内規程、マニュアル及びガイドブック等を整備し、これらに関し適宜研修を行うとともに周知徹底を図る。

ホ。内部監査部を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と効率性を確保する。

③当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i) 当社子会社の取締役等（取締役、執行役員）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ。当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の重要な事項等について、当社への報告を義務付ける。

ロ。関係会社社長会を開催し、当社と当社子会社間の情報共有に努める。

(ii) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の「リスク管理規程」にて当社子会社のリスク管理体制について規定し、体制の整備に努める。

(iii) 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ。当社子会社の取締役等の職務分掌と権限等を明確にし、適正かつ効率的に業務が行われる体制の整備に努める。

ロ。当社子会社においては、業務執行力のより一層の強化、少人数の取締役による機動的な意思決定、及びその職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役を補佐する執行役員制度を導入する。

ハ。当社の取締役会は、定期的に当社子会社の取締役から業務報告を受ける。

(iv) 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社子会社においても「経営理念」「経営目標」「行動指針」から成る「フレド」を制定し、役職員への周知を図り、その遵守・実行を徹底する。

ロ. 「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を定め、使用人の責任と権限を明確にし、適正に業務が行われる体制の整備に努める。

(v) その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、経営に関する諸問題についての助言・提言を目的とする経営から独立した社外専門家委員会を設置する。

ロ. 当社は、内部統制委員会で、内部統制に関する事項の審議を行う。

ハ. 当社及び当社子会社の業務に関する法令違反等の未然防止、及び不祥事の早期発見を目的として、内部通報制度を設置する。

④ 当社及び当社子会社の財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社子会社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への適切な対応を行うため、財務諸表に係る内部統制システムの構築・整備を行い、継続的に評価するとともに、不備があれば必要な是正を行い、適切な運用に努めることにより財務報告の信頼性を確保する。

⑤ 当社及び当社子会社における反社会的勢力排除に向けた基本的な考えとその整備状況

イ. 当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、毅然たる態度で対応する。

ロ. 当社及び当社子会社は、反社会的勢力による被害を防止するため「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」を策定し公表する。

ハ. 当社は、本社及び各支店において不当要求防止責任者を選任するとともに、社内研修を実施する等、役職員の啓蒙とその実行に努める。

二. 当社は、警察、暴力追放運動推進センター、証券保安対策支援センター及び弁護士等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に取り組む。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社監査委員会

監査委員会は全員が社外取締役で構成され、監査委員会室には専任使用人を配置し、執行役からの独立性や監査の実効性を確保するために定められた「監査委員会規程」に基づき職務が執行されている。また監査委員の各種会議等への出席機会の確保や監査委員への報告義務を始めとする情報取得や予算の確保等、監査委員会の職務上必要な資源の提供については適正に運用されている。

なお、定款に違反する行為や、会社に対する著しい損害事実を監査委員会に報告した者に対して、その報告を行ったことにより懲罰、差別等一切の不利益な取扱いを受けないことを「就業規則」等に定め、周知徹底している。

② 当社執行役 【情報管理】

執行役の職務の執行にかかる重要文書（電磁的記録を含む）等の情報の保存・管理は、「文書規程」、「情報セキュリティ管理規程」等に基づいて適正に行われている。情報の取り扱いやシステムの重要性の理解を深めるため、全役職員に対しe-ラーニングによる「情報セキュリティ研修」を実施している。

【リスク管理】

リスクカテゴリーごとの責任部署とリスク管理部門によるリスク管理会議にて毎月協議・対応を図っている。対応状況は内部統制委員会に報告され、適宜取締役会へ報告される。サイバーセキュリティについては、SOCの運用（リアルタイムログ分析による不正・異常等の早期検知等）、CSIRT（Computer Security Incident Response Team）による緊急時の手順整理と対応訓練、全役職員に対する攻撃型メール訓練等を実施している。災害対応については毎年外部（日銀等）と連携したシステム障害訓練や避難訓練等の各種訓練、研修などを行っている。サステナビリティの推進及び気候変動リスク等に取り組む部署として「サステナビリティ推進室」を設置している。

【効率的な職務の執行】

指名委員会等設置会社として経営と執行を分離した体制の下、執行役の職務執行の効率化を図るため執行役員制度を導入しており、執行役員が執行役の指揮監督の下で業務を執行することによって業務執行力の強化を図っている。また、業務執行の結果・成果について適宜執行役より取締役会へ報告が行われており、取締役との間で十分な意見交換が行われている。

【使用人の法令・定款に適合した職務の執行】

「クレド」・社内規程等の周知やコンプライアンス・プログラムの策定・実施などにより法令諸規則の遵守・徹底を図っている。また内部監査を実施し、内部統制の有効性、効率性を確保している。

③当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正

【報告体制】

「関係会社管理規程」に基づき子会社から重要事項等の報告を受け、また、毎月関係会社社長会を開催して経営情報の共有に努めている。

【当社子会社のリスク管理】

当社の「リスク管理規程」に基づき子会社からリスク管理に関する報告を受ける等の体制を整備している。

【当社子会社の取締役等の効率的な職務の執行体制及び法令等遵守体制の確保】

取締役及び使用人の職務が効率的に行われるように、職務分掌と権限等の明文化を図っている。さらに取締役の執行補助者として執行役員制度の導入や、当社取締役会にて定期的に関係会社業務報告を受けており、また、クレドの周知により法令諸規則の遵守と徹底を行っている。

【その他企業集団における業務の適正を確保するための体制】

業務に関する法令違反行為等を早期に発見し、適切な是正及び回復措置を取る。また、これら行為を未然防止する目的で定めた「内部通報規程」に基づき、社外・社内に内部通報窓口を設置している。

④当社及び当社子会社の財務報告の信頼性

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準・同実施基準」（企業会計審議会）に基づいた整備・運用を行うことを基本方針とし、内部監査部の有効性評価を踏まえ内部統制報告書が作成されている。また、外部監査を受けることにより、一層の信頼性の確保に努めている。

⑤当社及び当社子会社における反社会的勢力排除

【反社会的勢力排除】

反社会的勢力との取引を行わず、毅然とした態度で臨むことを「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」やマニュアルで明文化し、社内研修を実施して役職員の啓蒙を図っている。また、「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」をホームページや店頭で公表している。本支店においては、外部専門機関との連携も図りながら、不当要求防止責任者を選任して、反社会的勢力との関係遮断を具体的に実施している。

【マネー・ローダリング防止等】

当社はマネー・ローダリング等の防止を経営上の重要な課題の一つと位置付け、「マネー・ローダリング防止及びテロ資金供与対策のための基本方針」を策定し、リスクの特定・評価及び顧客管理の強化を行うなど、法令遵守・内部管理態勢を構築している。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は、「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」ことを経営理念としており、「今までの日本にない証券会社をつくろう」を合言葉に「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」となることを経営目標としています。当社の経営基盤は、お客様との“Long Term Good Relation”に基づくサービスの提供にあり、これを強化することによって中長期的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることができると考えております。

そのため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

従って、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②基本方針実現のための取組み

(i) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

- ・中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」の構築を経営目標とし、従来築いてきた土台をさらに横へと拡大する為に、2026年3月末をターゲットとする新中期経営計画「3D」を策定しております。

「3D」では、2026年3月末までの3年間で、預り資産を3兆円へと拡大することに挑戦いたします。

- ・コーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組み

当社は、従来より一貫して経営の意思決定の機動性、透明性、業務執行の迅速性、及び業務執行に対する監督強化を図っており、コーポレート・ガバナンスを経営における最優先課題の一つとしております。

当社は、2003年にいち早く現在の指名委員会等設置会社の制度を採用しております。当社取締役会においては、独立性を有する社外取締役5名を含む9名の取締役に、経営方針の決定と執行役の業務執行の監督が行われております。監査委員会においては、独立性を有する監査委員3名による取締役及び執行役の業務執行の監査が行われております。さらに、内部統制に関する一元的な管理体制を構築するため、内部統制委員会による内部統制の整備・充実に努めております。

また、当社は、株主還元につきましても積極的に取り組んでおり、「1.いちよしグループの現況に関する事項 (15)剰余金の配当等の決定に関する方針と実績」に従い、半期毎に配当額を決定しております。

(ii) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株券等に対して大規模買付行為がなされた場合は、株主の皆様が適切に判断するための必要な情報収集や情報開示に努め、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を適切に講じて参ります。

③具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②(i)(ii)に記載した当該取組みは、会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	前連結会計年度(ご参考)	当連結会計年度
	2022年3月31日現在	2023年3月31日現在
資産の部		
流動資産	42,003	37,105
現金・預金	16,714	15,173
預託金	8,890	6,450
トレーディング商品	23	13
商品有価証券等	23	13
デリバティブ取引	0	—
約定見返勘定	—	0
信用取引資産	10,114	10,119
信用取引貸付金	9,919	9,539
信用取引借証券担保金	195	579
有価証券担保貸付金	—	20
借入有価証券担保金	—	20
立替金	68	106
募集等払込金	3,305	2,062
短期貸付金	3	0
有価証券	1,000	1,000
未収収益	1,766	1,720
その他の流動資産	121	439
貸倒引当金	△3	△2
固定資産	5,931	5,564
有形固定資産	3,162	3,048
建物	1,192	1,079
器具備品	619	600
土地	1,333	1,344
リース資産 (純額)	16	24
無形固定資産	528	448
ソフトウェア	527	434
その他	1	14
投資その他の資産	2,239	2,067
投資有価証券	871	876
長期貸付金	25	24
長期差入保証金	914	926
退職給付に係る資産	339	124
繰延税金資産	91	118
その他	78	76
貸倒引当金	△79	△79
資産合計	47,935	42,670

科 目	前連結会計年度(ご参考)	当連結会計年度
	2022年3月31日現在	2023年3月31日現在
負債の部		
流動負債	17,516	14,501
トレーディング商品	—	0
デリバティブ取引	—	0
約定見返勘定	7	—
信用取引負債	3,144	3,982
信用取引借入金	2,869	3,170
信用取引貸証券受入金	275	812
有価証券担保借入金	221	268
有価証券貸借取引受入金	221	268
預り金	9,296	7,415
受入保証金	2,408	1,270
短期借入金	230	230
リース債務	4	6
未払法人税等	706	209
賞与引当金	390	333
その他の流動負債	1,106	785
固定負債	183	172
長期借入金	126	106
リース債務	11	18
再評価に係る繰延税金負債	7	7
その他の固定負債	37	38
特別法上の準備金	170	170
金融商品取引責任準備金	170	170
負債合計	17,870	14,844
純資産の部		
株主資本	31,035	29,006
資本金	14,577	14,577
資本剰余金	6,885	5,562
利益剰余金	13,670	13,160
自己株式	△4,098	△4,293
その他の包括利益累計額	△992	△1,193
その他有価証券評価差額金	43	45
土地再評価差額金	△1,125	△1,125
退職給付に係る調整累計額	89	△113
新株予約権	22	12
純資産合計	30,064	27,826
負債・純資産合計	47,935	42,670

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	前連結会計年度(ご参考)	当連結会計年度
	(2021年4月1日から2022年3月31日まで)	(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
営業収益	19,591	16,666
受入手数料	18,986	16,219
トレーディング損益	161	71
金融収益	216	168
その他の営業収益	227	207
金融費用	38	41
純営業収益	19,553	16,625
販売費・一般管理費	16,232	15,459
取引関係費	1,390	1,393
人件費	8,709	8,181
不動産関係費	2,371	2,315
事務費	2,234	2,100
減価償却費	544	480
租税公課	292	260
その他	688	727
営業利益	3,321	1,166
営業外収益	131	66
投資有価証券配当金	18	14
投資事業組合運用益	66	11
受取保険金及び配当金	16	22
その他	29	18
営業外費用	9	16
投資事業組合運用損	6	14
その他	3	1
経常利益	3,443	1,216
特別利益	162	2
投資有価証券売却益	85	2
新株予約権戻入益	65	0
金融商品取引責任準備金戻入	11	—
特別損失	24	2
固定資産除却損	0	0
固定資産売却損	5	—
投資有価証券売却損	5	—
投資有価証券評価損	13	—
和解金	—	2
税金等調整前当期純利益	3,581	1,216
法人税、住民税及び事業税	901	395
法人税等調整額	154	63
法人税等合計	1,055	458
当期純利益	2,526	758
親会社株主に帰属する当期純利益	2,526	758

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
当期首残高	14,577	6,885	13,670	△4,098		31,035
当期変動額						
剰余金の配当			△1,268			△1,268
親会社株主に帰属する 当期純利益			758			758
自己株式の取得				△1,626		△1,626
自己株式の処分		△31		140		108
自己株式の消却		△1,290		1,290		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	△1,322	△510	△194		△2,028
当期末残高	14,577	5,562	13,160	△4,293		29,006

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	43	△1,125	89	△992	22	30,064
当期変動額						
剰余金の配当						△1,268
親会社株主に帰属する 当期純利益						758
自己株式の取得						△1,626
自己株式の処分						108
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1	—	△202	△200	△9	△210
当期変動額合計	1	—	△202	△200	△9	△2,238
当期末残高	45	△1,125	△113	△1,193	12	27,826

前連結会計年度(ご参考)(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,577	6,885	12,516	△4,098	29,881
当期変動額					
剰余金の配当			△1,371		△1,371
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,526		2,526
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	1,154	△0	1,154
当期末残高	14,577	6,885	13,670	△4,098	31,035

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	85	△1,125	189	△851	78	29,108
当期変動額						
剰余金の配当						△1,371
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,526
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△41	—	△100	△141	△55	△197
当期変動額合計	△41	—	△100	△141	△55	956
当期末残高	43	△1,125	89	△992	22	30,064

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 : 4社

主要な連結子会社の名称 :

株式会社いちよし経済研究所

いちよしアセットマネジメント株式会社

いちよしビジネスサービス株式会社

いちよし I F A 株式会社

2. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① トレーディングの目的及び範囲

当社グループにおけるトレーディング業務の目的は、取引所において行う取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行に資すること、取引所以外の取引については公正な価格形成と流通の円滑化を図ることを主目的とし、併せて、時価の変動又は市場間の格差等を利用して当社グループが利益を得ること並びに損失を減少させることを目的としております。

当社グループのトレーディングにおける取扱商品は、取引所取引では上場株式、新株予約権付社債、株価指数の先物取引やオプション取引、個別株オプション取引、国債証券の先物取引やオプション取引等であり、取引所以外の取引では、株式、債券、新株予約権証券、選択権付債券売買取引、為替予約取引等であります。

② トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

③ トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価をもって連結貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券としてみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物

イ 1998年3月31日以前に取得したものの旧定率法

ロ 1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したものの旧定額法

ハ 2007年4月1日以降に取得したものの定額法

建物附属設備及び構築物

イ 2007年3月31日以前に取得したものの旧定率法

ロ 2007年4月1日から2016年3月31日までに取得したものの定率法

ハ 2016年4月1日以降に取得したものの定額法

上記以外

イ 2007年3月31日以前に取得したものの旧定率法

ロ 2007年4月1日以降に取得したものの定率法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物：3年～50年

器具備品：3年～20年

- ②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金及び準備金の計上基準

- ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ②賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。

- ③金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ①委託手数料

委託手数料においては、顧客と締結した取引約款・規定等に基づいて、売買執行サービス等を行う義務を負っております。当履行義務は、当社が注文を執行する都度充足されることから、約定時点（一時点）で収益を認識しております。通常の支払期限について、履行義務の充足時点である約定日から概ね数営業日以内に支払いを受けております。

- ②引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料においては、有価証券の発行会社等との契約に基づき、引受け・売出しに係るサービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、引受契約証券に係る引受けの諸条件が決定し、引受ポジションとして市場リスクが計測できる要件が整った時点で充足されることから、条件決定日等の当該業務の完了時点（一時点）で収益を認識しております。通常の支払期限について、各履行義務の充足時点から発行会社等への払込日又は受渡日等までに支払いを受けております。

- ③募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料においては、有価証券の引受会社等との契約に基づき、募集・売出しに係るサービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、募集等の申込みが完了した時点で充足されることから、募集等申込日等の当該業務の完了時点（一時点）で収益を認識しております。通常の支払期限について、履行義務の充足時点である募集等申込日から払込日又は受渡日等までに支払いを受けております。

- ④その他の受入手数料

その他の受入手数料には、様々なサービスに係る受入手数料が含まれておりますが、主な受入手数料は「受益証券残高に係る信託報酬」、「運用に係る信託報酬」及び「ファンドラップに係るフィー等」です。

受益証券残高に係る信託報酬においては、投資委託会社等との契約に基づき、募集・販売の取扱等に関する代理事務を履行する義務を負っております。取引価格は信託財産の純資産総額等を参照して算定されます。当履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が消費されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。通常の支払期限について、サービス提供完了日後速やかに支払いを受けております。

運用に係る信託報酬においては、投資信託の約款に基づき、資産運用管理サービスを履行する義務を負っております。取引価格は運用資産の残高等を参照して算定されます。当履行義務は、連結子会社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。通常の支払期限について、サービス提供完了日が属する月の翌月までに支払いを受けております。

ファンドラップに係るフィー等においては、顧客との投資一任契約に基づき、資産運用管理サービスを履行する義務を負っております。取引価格は固定報酬によるものと、運用資産の時価評価額に基づく運用益等を参照して算定された成功報酬によるものがあります。当履行義務は、固定報酬によるものは当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため一定期間にわたり収益を認識しており、成功報酬によるものは一定の成果（一時点）で収益を認識しております。通常の支払期限について、固定報酬は前払報酬を受領しており、成功報酬は報酬計算基準日から翌月末までに支払いを受けております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

株式交付費

支払時に全額費用計上しております。

②ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法によっております。

なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

③退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

[会計方針の変更に関する注記]

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

[会計上の見積りに関する注記]

(1) 固定資産の減損損失

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産：3,048百万円

無形固定資産：448百万円

当連結会計年度は減損損失を計上しておりません。

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

減損損失の判断においては、主として2期連続して営業損益がマイナスとなっている資産又は資産グループについて減損の兆候があると判断しております。資産のグルーピングにあたっては、各支店等、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生成する資産グループを最小単位としております。

減損の兆候があると認められた資産又は資産グループについては、過年度の営業損益をベースとした数値に主要な資産の残存耐用年数を乗じたものを割引前将来キャッシュ・フローと仮定し、これが帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識すべきとの判断をしております。

減損損失を認識すべきと判断された資産又は資産グループについては、正味売却価額又は使用価値まで減額しております。

翌年度の将来キャッシュ・フローの算定にあたり、市場動向や経済情勢の変化により翌連結会計年度の営業収益が悪化した場合、その影響により翌連結会計年度の営業損益が減少する可能性があります。そのため、多数の資産又は資産グループについて減損の兆候があると認められた場合、対象となる資産又は資産グループが当連結会計年度よりも多数に昇る可能性があります、その結果多額の減損損失を計上するリスクがあります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 : 118百万円

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）：
178百万円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産については、一時差異等のうち将来の課税所得の十分性により回収可能性が高いものを計上しております。ただし、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に定める分類3に該当する企業（以下、分類3に該当する企業）については、主たる事業である金融商品取引業の業績が証券市場の変動に大きな影響を受ける状況にあり、その業績予想を行うことは困難であることから、1年以内の一時差異等加減算前将来課税所得を見積り、一時差異等のスケジューリングの結果見積られた繰延税金資産を回収可能性があるものと判断しております。

将来課税所得の見積りにあたって基礎となる税引前当期純利益については、各社の総合予算をベースに算定しておりますが、分類3に該当する企業については直近の税引前当期純利益等の実績も考慮して算定しております。

翌連結会計年度における繰延税金資産の回収可能性の算定にあたり、市場動向や経済情勢の変化により将来課税所得が減少すると見積られた場合には、繰延税金資産の多額の取崩しが発生する可能性があります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	
投資有価証券	28百万円
(2) 担保に係る債務	
信用取引借入金	3,170百万円

上記のほか、投資有価証券及び信用取引の自己融資見返り株券を証券金融会社からの借証券の担保として107百万円、信用取引借入金の担保として2,398百万円、取引所等の会員信託金の代用として9百万円、取引参加者保証金等の代用として33百万円、清算基金の代用として120百万円、先物取引証拠金の代用として35百万円、当初証拠金の代用として501百万円を差し入れております。

2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

3,042百万円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 40,431,386株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月16日 取締役会	普通株式	685	19.00	2022年3月31日	2022年5月31日
2022年10月28日 取締役会	普通株式	583	17.00	2022年9月30日	2022年11月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月16日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	573	17.00	2023年3月31日	2023年5月31日

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 241,900株

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、有価証券の売買等及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い、並びにその他の有価証券関連業等の金融商品取引業を中核とする投資・金融サービス業を行っております。

これらの事業を行うため、当社グループでは主に自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期的な預金や貸付金のほか、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのニーズに対応するための顧客との取引、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するためのトレーディング業務等を行っております。

デリバティブ取引については、主として顧客の資金運用に対応するためのリスクヘッジや、トレーディング業務におけるリスクヘッジ目的で利用しております。投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託であり、預金や顧客分別金信託は預入先の信用リスクに晒されていますが、取引相手先はいずれも信用度の高い銀行であるため、相手方の債務不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

信用取引貸付金は顧客の資金運用ニーズに対応するための短期貸付金であり、顧客の信用リスクに晒されています。

募集等払込金は、投資信託の募集に伴う投資委託会社への払込金であり、投資委託会社の信用リスクに晒されています。

また、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、商品有価証券については顧客の資金運用やリスクヘッジなどの様々なニーズに対応するための顧客との取引、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するための取引等のトレーディング業務のために保有し、投資有価証券については事業推進目的等で保有しているものがあります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループの信用リスクの管理については、リスク管理規程及び信用リスク管理細則に則り行っており、特定の業種・企業・グループ等への与信集中を排除し、リスク分散と適度なリターン確保に努めております。また、個別与信先の信用力、事業内容及び成長性等を総合的に斟酌した与信管理を徹底するとともに、第三者である格付機関の格付ランク、担保の有無等に応じた与信限度額等の設定により適正なリスク管理を行っております。具体的には、信用取引に関する与信管理を各営業部支店、コンプライアンス部、資金証券部で行っているほか、財務・企画部、リスク管理室でも取引先等の信用リスクに関して、必要に応じて経営陣に報告するなどして管理しております。

②市場リスクの管理

当社グループの市場リスクの管理については、リスク管理規程及び市場リスク管理細則に則り行っており、株価、金利及び外国為替相場等の変動を適切に認識し、リスクのコントロールと収益の安定的な確保に努めております。具体的には、市場リスク相当額は標準的方式により算出しており、内部統制委員会の下部組織であるリスク管理会議において、状況の把握や確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には、リスク管理室においてモニタリングを行い、経営陣その他の関係者に対し報告しております。主として顧客との取引から発生するトレーディング業務に関する有価証券については、リスク管理に関する社内規程に基づき、取引を行う部門毎及び商品毎に許容可能なリスク量（ポジション枠）をあらかじめ定めるとともに、ロスカット基準などを設けた上で、運用環境、当社財務状況等を勘案し、リスク管理会議において運用枠等の見直しを図っております。また、有価証券を含む投資商品の保有については投資会議規程に基づき決定され、売買を執行する部署から独立したリスク管理担当部署において日常的なモニタリングが行われ、当社の経営陣及び関連部署に日々報告するなどして管理しております。

③流動性リスクの管理

当社グループの流動性のリスクの管理については、リスク管理規程及び流動性リスク管理細則に則り行っており、資金繰り状況を適切に把握・管理し、いかなる金融情勢下にあっても流動性が確保されるよう、資金の調達・運用の適切な管理に努めております。具体的には、当社業務の規模・特性、財務状況、資金調達能力に見合った適切な安定性評価の基準を算定しモニタリングを行っているほか、資金逼迫度区分（平常時、懸念時、危機時）を設定し、日々の資金繰りを管理状況としてこれを算定した上で適切な資金繰り管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等については、表には含めておりません（(注) 2に記載のとおりであります）。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
①売買目的有価証券（商品有価証券等）				
株券・ワラント	—	0	—	0
国債・地方債	13	—	—	13
②その他有価証券				
譲渡性預金	—	1,000	—	1,000
株券・ワラント	46	—	—	46
証券投資信託	—	296	—	296
資産合計	59	1,296	—	1,356
デリバティブ取引（※）				
通貨	—	(0)	—	(0)
デリバティブ取引合計	—	(0)	—	(0)

(※) デリバティブによって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

- (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

なお、「現金・預金」、「預託金」、「募集等払込金」、「預り金」は、現金であること、又は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。また、以下の科目は、その科目の性質から短期間で決済されるとみなし、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(ア) 信用取引貸付金

信用取引貸付金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(イ) 信用取引借入金

信用取引借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

- (注) 1 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券及び投資有価証券

株式等については、主たる取引所の最終価格又は最終気配値を時価としており、主にレベル1の時価に分類しております。

債券については、主に類似の債券を含めた市場価格（当社店頭、ブローカースクリーン等）又は、市場価格情報（売買参考統計値等）から指標金利との格差等を用いて合理的に算定される価格を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

譲渡性預金のうち短期間で決済されるものの時価は、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、先物為替相場によっており、レベル2の時価に分類しております。

- (注) 2 当連結会計年度において、市場価格のない株式等（非上場株式等）並びに組合出資金等については次のとおりであり、「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	193
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	340
合計	534

- (※) 組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

[収益認識に関する注記]

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報	
受入手数料	
委託手数料	4,615百万円
うち株券	4,468百万円
うち受益証券	147百万円
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	131百万円
うち株券	131百万円
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	2,680百万円
うち受益証券	2,642百万円
その他受入手数料	8,791百万円
うち受益証券残高に係る信託報酬	3,972百万円
うち運用に係る信託報酬	1,968百万円
うちファンドラップに係るフィー等	2,334百万円
受入手数料合計	<u>16,219百万円</u>
その他の営業収益	207百万円
顧客との契約から生じる収益	<u>16,426百万円</u>
トレーディング損益	71百万円
金融収益	168百万円
営業収益計	<u>16,666百万円</u>

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表 [連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等] 2. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	823円78銭
1株当たり当期純利益	21円93銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

貸借対照表(個別)

(単位：百万円)

科 目	前事業年度(ご参考)	当事業年度
	2022年3月31日現在	2023年3月31日現在
資産の部		
流動資産	39,276	34,291
現金・預金	14,519	13,173
預託金	8,890	6,450
トレーディング商品	23	13
商品有価証券等	23	13
デリバティブ取引	0	—
約定見返勘定	—	0
信用取引資産	10,114	10,119
信用取引貸付金	9,919	9,539
信用取引借証券担保金	195	579
有価証券担保貸付金	—	20
借入有価証券担保金	—	20
立替金	50	89
募集等払込金	3,305	2,062
短期貸付金	3	0
有価証券	1,000	1,000
前払金	11	11
前払費用	62	66
未収入金	370	445
未収収益	928	838
貸倒引当金	△2	△2
固定資産	5,928	5,846
有形固定資産	2,616	2,502
建物	1,150	1,048
器具備品	608	588
土地	841	841
リース資産(純額)	15	24
無形固定資産	517	423
ソフトウェア	516	422
電話加入権	0	0
その他	0	0
投資その他の資産	2,794	2,919
投資有価証券	580	580
関係会社株式	1,036	1,136
出資金	2	2
従業員に対する長期貸付金	25	24
長期差入保証金	822	835
長期前払費用	3	2
繰延税金資産	118	57
前払年金費用	212	288
その他	71	71
貸倒引当金	△79	△79
資産合計	45,205	40,137

科 目	前事業年度(ご参考)	当事業年度
	2022年3月31日現在	2023年3月31日現在
負債の部		
流動負債	16,947	13,870
トレーディング商品	—	0
デリバティブ取引	—	0
約定見返勘定	7	—
信用取引負債	3,144	3,982
信用取引借入金	2,869	3,170
信用取引貸証券受入金	275	812
有価証券担保借入金	221	268
有価証券貸借取引受入金	221	268
預り金	9,283	7,406
受入保証金	2,408	1,270
短期借入金	210	210
リース債務	3	6
前受収益	1	0
未払金	378	88
未払費用	280	263
未払法人税等	637	59
賞与引当金	370	314
固定負債	26	33
リース債務	11	18
再評価に係る繰延税金負債	7	7
その他の固定負債	7	7
特別法上の準備金	170	170
金融商品取引責任準備金	170	170
負債合計	17,144	14,074
純資産の部		
株主資本	29,148	27,155
資本金	14,577	14,577
資本剰余金	6,903	5,580
資本準備金	3,705	3,705
その他資本剰余金	3,197	1,875
利益剰余金	11,766	11,290
その他利益剰余金	11,766	11,290
繰越利益剰余金	11,766	11,290
自己株式	△4,098	△4,293
評価・換算差額等	△1,109	△1,104
その他有価証券評価差額金	16	20
土地再評価差額金	△1,125	△1,125
新株予約権	22	12
純資産合計	28,060	26,063
負債・純資産合計	45,205	40,137

損益計算書(個別)

(単位：百万円)

科 目	前事業年度(ご参考)	当事業年度
	(2021年4月1日から2022年3月31日まで)	(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
営業収益	17,302	14,295
受入手数料	16,924	14,055
トレーディング損益	161	71
金融収益	216	168
金融費用	37	40
純営業収益	17,264	14,254
販売費・一般管理費	15,388	14,578
取引関係費	1,337	1,344
人件費	7,676	7,152
不動産関係費	2,244	2,192
事務費	2,870	2,710
減価償却費	529	462
租税公課	256	221
その他	473	494
営業利益又は営業損失(△)	1,876	△323
営業外収益	1,493	1,127
投資有価証券配当金	1,382	1,076
投資事業組合運用益	66	11
受取保険金及び配当金	16	22
その他	27	16
営業外費用	7	16
投資事業組合運用損	6	14
その他	1	1
経常利益	3,362	786
特別利益	162	2
投資有価証券売却益	85	2
新株予約権戻入益	65	0
金融商品取引責任準備金戻入	11	—
特別損失	23	2
固定資産除却損	0	0
固定資産売却損	4	—
投資有価証券売却損	5	—
投資有価証券評価損	13	—
和解金	—	2
税引前当期純利益	3,500	787
法人税、住民税及び事業税	466	△67
法人税等調整額	144	61
法人税等合計	611	△6
当期純利益	2,889	793

株主資本等変動計算書(個別)

当事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	14,577	3,705	3,197	6,903	11,766	11,766	△4,098	29,148
当期変動額								
剰余金の配当					△1,268	△1,268		△1,268
当期純利益					793	793		793
自己株式の取得							△1,626	△1,626
自己株式の処分			△31	△31			140	108
自己株式の消却			△1,290	△1,290			1,290	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	△1,322	△1,322	△475	△475	△194	△1,992
当期末残高	14,577	3,705	1,875	5,580	11,290	11,290	△4,293	27,155

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	16	△1,125	△1,109	22	28,060
当期変動額					
剰余金の配当					△1,268
当期純利益					793
自己株式の取得					△1,626
自己株式の処分					108
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4	—	4	△9	△4
当期変動額合計	4	—	4	△9	△1,997
当期末残高	20	△1,125	△1,104	12	26,063

前事業年度(ご参考)(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	14,577	3,705	3,197	6,903	10,248	10,248	△4,098	27,630
当期変動額								
剰余金の配当					△1,371	△1,371		△1,371
当期純利益					2,889	2,889		2,889
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分								—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	1,517	1,517	△0	1,517
当期末残高	14,577	3,705	3,197	6,903	11,766	11,766	△4,098	29,148

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	52	△1,125	△1,073	78	26,635
当期変動額					
剰余金の配当				△1,371	
当期純利益				2,889	
自己株式の取得				△0	
自己株式の処分				—	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△36	—	△36	△55	△92
当期変動額合計	△36	—	△36	△55	1,424
当期末残高	16	△1,125	△1,109	22	28,060

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 有価証券等の評価基準及び評価方法

(1) トレーディングの目的及び範囲

当社におけるトレーディング業務の目的は、取引所において行う取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行に資すること、取引所以外の取引については公正な価格形成と流通の円滑化を図ることを主目的とし、併せて、時価の変動又は市場間の格差等を利用して当社が利益を得ること並びに損失を減少させることを目的としております。

当社のトレーディングにおける取扱商品は、取引所取引では上場株式、新株予約権付社債、株価指数の先物取引やオプション取引、個別株オプション取引、国債証券の先物取引やオプション取引等であり、取引所以外の取引では、株式、債券、新株予約権証券、選択権付債券売買取引、為替予約取引等であります。

(2) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

(3) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

②その他有価証券

イ 市場価格のない株式等以外のもの

時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

ロ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券としてみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物

イ 1998年3月31日以前に取得したものの旧定率法

ロ 1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したものの旧定額法

ハ 2007年4月1日以降に取得したものの定額法

建物附属設備及び構築物

イ 2007年3月31日以前に取得したものの旧定率法

ロ 2007年4月1日から2016年3月31日までに取得したものの定率法

ハ 2016年4月1日以降に取得したものの定額法

上記以外

イ 2007年3月31日以前に取得したものの旧定率法

ロ 2007年4月1日以降に取得したものの定率法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物：3年～50年

器具備品：3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- (3) リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金及び準備金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金
 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。

- (3) 退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

- (4) 金融商品取引責任準備金
 証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託手数料

委託手数料においては、顧客と締結した取引約款・規定等に基づいて、売買執行サービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、当社が注文を執行する都度充足されることから、約定時点（一時点）で収益を認識しております。通常の支払期限について、履行義務の充足時点である約定日から概ね数営業日以内に支払いを受けております。

(2) 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料においては、有価証券の発行会社等との契約に基づき、引受け・売出しに係るサービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、引受契約証券に係る引受けの諸条件が決定し、引受ポジションとして市場リスクが計測できる要件が整った時点で充足されることから、条件決定日等の当該業務の完了時点（一時点）で収益を認識しております。通常の支払期限について、各履行義務の充足時点から発行会社等への払込日又は受渡日等までに支払いを受けております。

(3) 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料においては、有価証券の引受会社等との契約に基づき、募集・売出しに係るサービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、募集等の申込みが完了した時点で充足されることから、募集等申込日等の当該業務の完了時点（一時点）で収益を認識しております。通常の支払期限について、履行義務の充足時点である募集等申込日から払込日又は受渡日等までに支払いを受けております。

(4) その他の受入手数料

その他の受入手数料には、様々なサービスに係る受入手数料が含まれておりますが、主な受入手数料は「受益証券残高に係る信託報酬」及び「ファンドラップに係るフィー等」です。

受益証券残高に係る信託報酬においては、投資委託会社等との契約に基づき、募集・販売の取扱い等に関する代理事務を履行する義務を負っております。取引価格は信託財産の純資産総額等を参照して算定されます。当履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。通常の支払期限について、サービス提供完了日後速やかに支払いを受けております。

ファンドラップに係るフィー等においては、顧客との投資一任契約に基づき、資産運用管理サービスを履行する義務を負っております。取引価格は固定報酬によるものと、運用資産の時価評価額に基づく運用益等を参照して算定された成功報酬によるものがあります。当履行義務は、固定報酬によるものは当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため一定期間にわたり収益を認識しており、成功報酬によるものは一定の成果（一時点）で収益を認識しております。通常の支払期限について、固定報酬は前払報酬を受領しており、成功報酬は報酬計算基準日から翌月末までに支払いを受けております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費
支払時に全額費用計上しております。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法によっております。

なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

[会計方針の変更に関する注記]

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる計算書類に与える影響はありません。

[会計上の見積りに関する注記]

(1) 固定資産の減損損失

①当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産：2,502百万円

無形固定資産： 423百万円

当事業年度は減損損失を計上しておりません。

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産： 57百万円

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）：

156百万円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表に同一の内容を記載しているため、
注記を省略しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 担保に供している資産 | |
| 投資有価証券 | 28百万円 |
| (2) 担保に係る債務 | |
| 信用取引借入金 | 3,170百万円 |

上記のほか、投資有価証券及び信用取引の自己融資見返り株券を証券金融会社からの借証券の担保として107百万円、信用取引借入金の担保として2,398百万円、取引所等の会員信認金の代用として9百万円、取引参加者保証金等の代用として33百万円、清算基金の代用として120百万円、先物取引証拠金の代用として35百万円、当初証拠金の代用として501百万円を差し入れております。

2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 2,984百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

- | | |
|------------|--------|
| (1) 短期金銭債権 | 388百万円 |
| (2) 短期金銭債務 | 6百万円 |
| (3) 長期金銭債権 | 24百万円 |

4. 取締役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務 2百万円

5. 土地の再評価

〔土地の再評価に関する法律〕（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

〔土地の再評価に関する法律〕及び〔土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律〕第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △119百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 営業収益 | 1,216百万円 |
| (2) 販売費・一般管理費 | 868百万円 |
| (3) 営業外収益 | 1,064百万円 |

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 6,668,047株

[税効果会計に関する注記]

- ・繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	24百万円
賞与引当金	96百万円
未払事業税	14百万円
投資有価証券評価損	12百万円
投資事業有限責任組合損失	16百万円
減価償却費限度超過額	18百万円
金融商品取引責任準備金	52百万円
ゴルフ会員権評価損	59百万円
その他	273百万円
小計	<u>568百万円</u>
評価性引当額	<u>△411百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>156百万円</u>

繰延税金負債

前払年金費用	△88百万円
その他有価証券評価差額金	<u>△11百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△99百万円</u>

繰延税金資産の純額 57百万円

- ・法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項（1）に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

[収益認識に関する注記]

顧客との契約から生じる収益を理解するための情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

[関連当事者との取引に関する注記]

該当事項はありません。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	771円56銭
1株当たり当期純利益	22円95銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

いちよし証券株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福 村 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、いちよし証券株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

いちよし証券株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 村 寛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、いちよし証券株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書

監査報告書

当監査委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第81期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月16日

いちよし証券株式会社 監査委員会

監査委員長 五木田 彬 ㊞

監査委員 平野 英治 ㊞

監査委員 沼田 優子 ㊞

(注)監査委員五木田彬、平野英治及び沼田優子は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

いちよし証券は20年来、様々な社会貢献活動に取り組んでおります



写真提供 / 公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン

校舎建設プロジェクト

東アジアに8カ国
12校建設

(1996年～2023年3月現在)



写真提供 / 国際環境 NGO FoE Japan

いちよしマングローブの森 プロジェクト

累計植林数 455,000 本

(2009年～2023年3月現在)

※「気候変動被害を受けるコミュニティ支援プロジェクト」
2015年より同時進行中



写真提供 / 認定 NPO 法人 世界の医療団

人道医療支援プロジェクト

小児用予防接種ワクチン
約 1,017,000 人相当

(2009年～2023年3月現在)



撮影 / いちよし証券

いちよし盲導犬育成プロジェクト

盲導犬 7 頭がデビュー

(2005年～2023年3月現在)

株主総会会場 ご案内図

会場

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 ☎ 03-4346-4500(代表)
東京証券会館 8階 ホール



交通機関

東京メトロ 東西線、日比谷線「茅場町駅」に直結(8番出口)
東京メトロ 銀座線、東西線 都営浅草線「日本橋駅」D2出口より徒歩5分

※会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんのでご了承ください。

いちよし証券株式会社
東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



環境に配慮したFSC® 認証紙と植物油インキを使用して印刷しています。